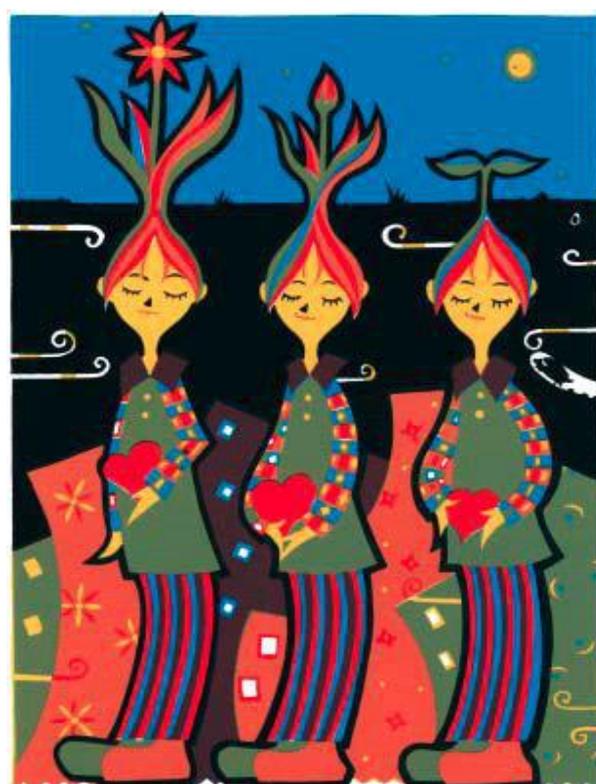


第 2 次鳴門市男女行動計画  
鳴門パートナーシッププラン  
Ⅱ（セカンド）ステージ

令和元年度 実施状況報告書



鳴 門 市

# 目次

1. はじめに	・・・ p.1
2. 第2次鳴門市男女行動計画 「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」	
(1) 基本理念	・・・ p.2
(2) 体系図	・・・ p.3
3. 第2次鳴門市男女行動計画「鳴門パートナーシッププランⅡ （セカンド）ステージ」に基づく事業報告の調査結果について	
(1) 事業評価方法について	・・・ p.4
(2) 平成30年度における事業ごとの評価とその理由	・・・ p.5～35
(3) 基本目標別評価	・・・ p.36, 37
(4) 課別評価	・・・ p.38, 39
4. 重点目標「審議会等の女性登用率」について	・・・ p.40
(1) 審議会等における女性委員登用率調査結果	
ア 鳴門市の審議会等における女性委員の登用状況	・・・ p.41
イ 審議会等への女性の選任状況一覧	・・・ p.42, 43
ウ 審議会等への女性の選任状況（部別の状況）	・・・ p.44～47
(2) 地方自治法第180条の5に基づく委員会等における女性委員の登用状況	・・・ p.48
(3) 鳴門市職員役職別女性登用状況	・・・ p.49
5. 総括	・・・ p.50

# 1. はじめに

男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」をいいます（男女共同参画社会基本法第2条）。

国においては、男女共同参画社会基本法に基づき、2000年に「第1次男女共同参画基本計画」を策定し、その後の改定を経て2015年12月に「第4次男女共同参画基本計画」を策定しています。第4次計画では、第3次計画の取組の達成状況や評価を踏まえ、「あらゆる分野における女性の活躍」をはじめ、「女性」の視点を横断的に組み込み、施策として「防災・復興」を独立させ、推進体制に「地域の推進基盤づくり」が追加されるなどの改定が行われました。また、2015年9月に施行された「女性活躍推進法」に基づき、女性の採用・登用の促進、女性が活躍しやすい環境の整備及び女性の役員・管理職の育成等に向けた取組を進めていくことなどが盛り込まれました。さらに、2018年5月に施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」では、国・地方の議員選挙において、男女の候補者ができる限り均等になることを目指すことが基本原則として定められました。

しかしながら、我が国の性別格差を数値化しランク付けした国際的な指標であるジェンダーギャップ指数は2018年において149カ国中110位と、OECD加盟諸国の中でも非常に低い結果となっています。過去の指数の推移を見ても、我が国は常に低い順位に位置し、その理由としては、特に「政治」や「経済活動」の分野において男女の格差が大きいことが挙げられ、男女共同参画において取り組む課題は依然として多いと考えられます。

こうした中、本市においては2016年1月1日に「鳴門市男女共同参画推進条例」を施行しました。また、第2次鳴門市男女行動計画「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」を、2011年～2021年における同条例第13条で規定する男女行動計画として位置づけ策定し、変化する社会情勢や人々のライフスタイルを勘案しながら男女共同参画施策を計画的に実施しています。

本書は、同条例第15条で規定する年次報告として位置づけ、7つの基本目標を実現するための事業について、平成30年度における事業評価および重点目標である「審議会等の女性登用率（2019年（平成31年）4月1日現在）」の状況をとりまとめ、これをもって男女共同参画の進捗状況の把握に努め、PDCAサイクルを意識し、今後の施策へ反映していくものです。

本書を基に現状を検証し、新たな課題に対応することで、男女共同参画社会の実現に向けさらなる取組を進めていきます。

## 2. 第2次鳴門市男女行動計画

### 「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」

本行動計画は、男女共同参画社会基本法第14条に基づく、本市における男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定した「市町村男女共同参画計画」です。

また、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）に基づく市町村基本計画【該当箇所：基本目標3】及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく市町村推進計画【該当箇所：基本目標5・6】の内容を含むことから、これらの計画としても位置づけます。

#### （1）基本理念

1. 男女がのびのび暮らせる となると
2. 男女がいきいき輝ける となると
3. 男女があんしんして暮らせる となると
4. 男女が集まるにぎわいのある となると
5. 男女がにこにこ働ける となると
6. 男女がいっしょに担う となると
7. 男女がしっかり支える となると

## (2) 体系図

### 基本目標

### 課題と施策

<p>1 男女がジェンダーにとらわれず 自分らしくのびのび暮らせる となると</p>	<p>(1)男女平等意識づくりの具体的な推進 (2)男女平等を実現するための教育の実践</p>
<p>2 男女が自己の能力を発揮し、 社会のあらゆる分野で いきいき輝ける となると</p>	<p>(1)政策・方針決定等への積極的参画の推進 (2)社会活動への積極的参画の推進 (3)男女の自立をめざした能力開発の推進</p>
<p><b>DV防止基本計画</b></p> <p>3 男女が互いを思いやり、 あんしんして暮らせる となると</p>	<p>(1)暴力を許さない社会づくりの推進 (2)安心して相談できる体制の確立 (3)被害者の保護と救済支援体制の強化 (4)被害者の自立までをサポートする体制 づくり (5) DV を地域からなくす環境整備</p>
<p>4 男女が集まるにぎわいのある となると</p>	<p>(1)国際交流・国際的活動への男女平等参画の 実践</p>
<p><b>女性活躍推進計画</b></p> <p>5 男女がにこにこ 心豊かに働ける となると</p>	<p>(1)働く場での男女平等の実践 (2)女性の就労環境の整備 (3)多様な働き方に対する支援 (4)女性活躍推進法の周知及び取り組みの促進</p>
<p><b>女性活躍推進計画</b></p> <p>6 男女が家庭責任や地域づくりを いっしょに担う となると</p>	<p>(1)働く男女の家庭・地域生活の両立支援 (2)家庭・地域における男女共同参画の実践 (3)防災分野における男女共同参画の推進</p>
<p>7 福祉の充実で 男女の自立をしっかりと支える となると</p>	<p>(1)高齢者の生活への支援と介護 (2)障がい者の生活支援と介護 (3)ひとり親家庭への支援 (4)一生涯における男女の健康保障</p>

### 3. 第2次鳴門市男女行動計画「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」に基づく事業報告の調査結果について

#### (1) 事業評価方法について

■評価の際は、その事業をきちんと実施したかどうかという観点だけでなく、その事業が計画の基本目標や課題と施策の方向性に照らして、男女共同参画が実際にどれだけ推進されたかを判断して推進レベルを評価します。

【推進レベル】

- A 目標に向かって推進できた
- B 目標に向かっておおむね推進できた
- C 目標に向かってあまり推進できなかった
- D 目標に向かって推進できなかった

#### 【計画の基本目標ごとの視点】

基本目標1. 男女がジェンダーにとらわれず自分らしくのびのび暮らせる なる

社会の固定的な性別役割分担意識にとらわれず、教育や地域場などで、男女平等・男女共同参画の意識の醸成や啓発が図られているか。

基本目標2. 男女が自己の能力を発揮し、社会のあらゆる分野でいきいき輝ける なる

政策・方針決定過程への男女の参画など、あらゆる分野で男女の隔てなくバランスよく参画を推進しているか。

基本目標3. 男女が互いを思いやり、あんしんして暮らせる なる

女性に対するあらゆる暴力の根絶など、互いの性と人権を尊重する社会づくりが行われているか。

基本目標4. 男女が集まるにぎわいのある なる

男女問わず、国際交流・国際的活動において活躍できる取り組みが行われているか。

基本目標5. 男女がにこにこ心豊かに働ける なる

男女問わず、就職や再就職など雇用の機会を創出できる取り組みが行われているか。

基本目標6. 男女が家庭責任や地域づくりをいっしょに担う なる

子育て、介護等を男女がともに担い、仕事と家庭生活の調和が可能な社会環境の整備が行われているか。

基本目標7. 福祉の充実で男女の自立をしっかりと支える なる

ひとり親家庭や一人暮らしの高齢者など、特に困難な状況にある人々への支援を通じて、男女それぞれの生活が安定し、自立を促す取り組みが行われているか。

## (2)平成30年度における事業ごとの評価とその理由

7つの基本目標にはそれぞれ課題と施策があり、各課で事業を展開しています。

推進レベル

- A 目標に向かって推進できた
- B 目標に向かって概ね推進できた
- C 目標に向かってあまり推進できなかった
- D 目標に向かって推進できなかった

### 基本目標1 : 男女がジェンダーにとらわれず自分らしくのびのび暮らせる なんと ～個性豊かで多様な生き方ができる社会づくりに向け、意識改革を推進します～

01

#### (1)男女平等意識づくりの具体的な推進

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
男女共同参画に関する啓発活動の充実	人権問題研修を通じた職員の意識の深化を図る	人権問題啓発推進者養成講座 参画型人権問題啓発推進者養成講座 人権行政研修 男女共同参画に関する職員研修会 職階ごとに求められる能力に応じ研修を実施していく。	職階に応じた研修等を効率的かつ効果的に実施することができた。	A	多くの職員が研修を通じて人権問題を再認識することができ、より人権意識が高まった。	研修受講者数の増加を目指す。	人事課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
男女共同参画に関する啓発活動の充実	広報なると及びテレビ広報による市民への情報提供	テレビ広報で元気な鳴門の女性の魅力発信推進フォーラムの紹介や、広報なるとでは、男女共同参画を促す記事を掲載するなど積極的に広報を行う。	広報なるとでは、連載「私たちの人権問題」で同和問題のみならず、女性差別に関する問題も掲載したほか、市内外で活躍する人物を紹介する「鳴門人」のコーナーの中で、2ヶ月に1人のペースで女性を取り上げた。	B	直接的ではないものの、女性が多分野で活躍する姿を紹介することで、男女共同参画社会の実現に向けた機運の醸成に取り組めたと感じておりB評価とした。	人権問題の啓発など今後市民に向け広報する際には、法の改正などを周知したり、また女性の活躍などを積極的に取り上げることなど心がける。	秘書広報課
	男女共同参画推進条例の周知啓発	鳴門市男女共同参画推進条例の周知啓発を図る。	市公式ウェブサイトによるパンフレット掲載や配布による周知啓発を実施した。	B	人権セミナーや成人式、女性活躍推進講座等で、広く市民に条例パンフレットを配布できた。	配布の際に、内容にも触れることで周知を促す。	人権推進課
	人権セミナーによる啓発	市民を対象に人権セミナーを実施し、男女共同の意識づくり、人権意識づくりの啓発を行う。	3回実施。同和問題、障がい者差別、性的マイノリティに関する人権問題をテーマとした。	A	参加者アンケートにおいて、人権に関する意識が芽生えた等の回答があった。	性別、世代を超えて参加いただけるよう、日程、内容、周知方法に配慮する。	人権推進課
	出前セミナーの実施	出前講座等を実施し、広く市民に男女共同参画社会の実現に向けての啓発を行う。	平成30年度は出前講座の依頼がなかったが、女性活躍推進「孫育て講座」等でパンフレットを配布し啓発を行った。	B	あらゆる機会をとらえて、男女共同参画社会の実現に向けての啓発を行うよう努めた。	今後も同様に取り組み、講座の内容を充実させる。	人権推進課
	人権文化祭の開催	人権文化祭展示のパネルにおいて、男女共同参画社会実現に向けた啓発を行う。	「鳴門市女性子ども支援センター」についてのパネルを作成。	A	文字だけでなく、絵を用いて視覚的に表現し、作成した。	わかりやすく表現することで、世代を超えて啓発できるよう取り組み。	人権推進課
	鳴門市障がい者の福祉サービス一覧表の発行を行う	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付された方や、窓口で相談に来られた方に、利用できる福祉サービスの一覧表の交付を行う。	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付された方や、窓口で相談に来られた方に、サービス一覧表を交付した。	B	新規事業の記載を含め、定期的に見直しを行い、男女の区別なく、障がい者が自立した生活が送れるよう、制度等の周知ができた。	記載されている福祉サービス内容について、制度改正に合わせて更新が必要となるため、随時確認が必要。	社会福祉課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
男女共同参画に関する啓発活動の充実	「広報なると」「福祉のしおり」の活用により情報提供を行った。	広報なると・福祉のしおりを活用し、男女共同参画に関する啓発活動の充実を行う。	広報なると12月号で、「障がい者週間」の周知・啓発を行うとともに、窓口において福祉のしおりを活用した情報提供を行った。	B	情報提供を実施することにより、障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者本人や家族などが、サービス利用についての支援を受けられることを周知できた。	現在実施している方法以外で周知できる方法を検討する。	社会福祉課
	リーフレットによる啓発	市内幼稚園・小中学校保護者を対象としたリーフレットの発行	人権問題を意識した配布物や展示を心がけ、授業参観や人権集会などを通して啓発を行った。	B	特別に啓発用の印刷物を作成していないが、学校だよりや学校(園)内の掲示物などを作成する際は、常に人権を意識した表現や内容を心がけた。	表現や内容を工夫し、理解しやすい印刷物や掲示物の作成に努める。	学校教育課
	婦人会館や大型公民館等を活用した様々な活動を支援し、生涯学習を通じた男女平等意識の高い地域づくりの推進	婦人会活動支援及び婦人会館の運営管理の支援に努める。各公民館等で開催する各種学習・講座開催を推進し指導者(リーダー)の育成に努める。	婦人会館の運営管理については、鳴門市婦人連合会を指定管理者としている。 子育て世代の女性を対象としたライフスタイル講座を全5回開催し、延べ86人の受講者が参加した。	B	婦人会が主催・参加する各種催しに協力することにより、活動が円滑に行われた。 ライフスタイル講座においては、受講生数は伸びているものの、指導者(リーダー)の育成までは至っていない。	各種学級・講座については、引き続き、子育て世代の新規受講生の獲得に向け、周知啓発を行っていくとともに、新たな指導者(リーダー)の発掘・育成に向け検討を進める。	生涯学習人権課
男女平等意識づくりの具体的推進	地区自治振興会やボランティア団体、NPO法人との連携を進めることにより地域や団体等による男女共同参画意識醸成の推進を図る。	男女共同参画に関するセミナーや講演会等の情報を収集し、地区自治振興会やボランティア団体、NPO法人等の関係者に周知を図り、参加を呼びかける。	講演会等の情報を収集し、市公式ウェブサイトを活用して、周知や呼びかけを図った。	B	市公式ウェブサイトを活用し講演会等の周知・呼びかけを行い醸成を図れた。	市公式ウェブサイトだけでなく、より多くの方が参加してみようと思えるような周知・呼びかけ方法を検討する。	市民協働推進課
ジェンダー問題を解消するための調査・研究	各種講座等でのジェンダー問題におけるアンケートの実施	男女共同参画の説明会等において、ジェンダー問題に関するアンケートを実施し、現状の把握に努める。	専用アンケートは実施していないが、他のアンケートの設問を通じて把握した。	B	人権セミナーや説明会等のアンケート設問や自由意見において、性別についての感想や意見があり、参加者の関心は高まってきている。	今後も、アンケート等を通じてジェンダーに関する意識の把握に努める。	人権推進課
	鳴門市男女行動計画ワーキンググループ委員による職場における男女平等意識の向上、および業務が男女平等に遂行されているかの点検	ワーキンググループにおいて、職場における男女平等意識等の実態調査を実施する。	ワーキンググループ委員会にて、女性の意思決定の場への参画拡大について意見交換を行った。	B	意見交換を通じて本市の男女共同参画推進に向けた現状と課題を確認した。	特に女性のワークライフバランス調整を実現するための取り組みを拡充する。	人権推進課

## (2) 男女平等を実現するための教育の実践

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
社会教育・生涯学習の実践	文化振興事業	芸術祭、文化イベントの開催など、市内の芸術文化の裾野を広げる活動を通じて、人と人が絆を深め、誰もが心豊かに暮らせるまちづくりを進める。	H30.5月鳴門市文化展 入場者数1,331人、H30.10月鳴門市展・華道展 入場者数約2,600人、H30.11月芸能祭・ハンドメイドマルシェ 出演者668人 入場者数約1,500人	A	文化展、市展、芸能祭などの開催により、文芸活動を通じた市民どうしの絆づくりを促進した。	男女間の参加割合が偏らないような催し内容等の検討。	文化交流推進課
	各種学級や出前講座の実施	男女ともに参加受講しやすい、各種学習機会及び学習情報の提供に努める。また、各種学級において、人権学習会を毎年開催する。	各種学級20学級中16学級において、延べ298人の学級生が、さまざまな人権問題に関する人権学習に取り組んだ。また、歴史文化講座を全5回開講し、男性99人、女性89人が参加した。	A	多くの各種学級において、さまざまな人権問題をテーマとした学習が取り入れられた。歴史文化講座では、性別に関わらず関心を持ち、幅広い世代の方に受講してもらうことができた。	講座内容の充実等により、新規の受講生の確保に努める。	生涯学習人権課
	図書館の管理運営方法についてNPO法人との協働による運営の充実および開館時間延長など利用者へのサービス向上を図る	NPO法人と図書館の協働運営を行うことにより、読書推進活動(大人・子ども)、図書館業務等で女性の社会参加を推進する。	図書館の利用を促進する各種イベントを開催したほか、NPO法人との協働により利用者目線に立った各種サービスの向上を図った。	B	図書館の利用促進を図るため、各種イベントを開催したほか、夜7時までの開館時間を延長するなど、利用者目線に立ってサービスを継続した。	リニューアルした図書館の多目的利用などの新しい取組を推進し、図書館利用を促進する。	生涯学習人権課
家庭教育の実践	親子の食育教室 親子ヘルシークッキング教室	男女平等を実現するため、調理実習体験等を通し健康管理について主体的な実践が行えるように支援する。	幼児と保護者を対象とした親子の食育教室、小学生と保護者を対象とした親子ヘルシークッキング教室を各3回/年実施。定員を上回る参加者があった	A	参加児童は男女同数程度であり、調理体験等を通して食の大切さを伝えることができた。また、前年度より男性保護者の参加者数も増加した。	男性保護者の参加は増加しているが、更なる周知と家庭での実践に向けた働きかけが必要。	健康増進課
	幼児・小・中学生保護者に対する意識の醸成	各幼稚園・小中学校におけるPTA人権研修会の実施及び人権啓発だよりの発行	市人権教育推進強調月間にあわせて、各学校において授業参観や人権集会、人権コンサート等の折に、保護者に対して人権問題について啓発を行った。また、学校(園)だよりや校(園)内に人権問題に関する作品や催しの案内を掲示するなどし、人権に対する意識の醸成を図っている。	A	人権学習の授業や人権問題に関する作品を参観し、子どもたちの人権問題への取組に触れることにより、保護者と子どもがともに人権問題について考える機会を提供できた。	これまでの取組を継続しつつ、より多くの保護者にも人権問題に関する催し等に参加してもらえよう、広報に努める。	学校教育課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
教職員の意識と指導力の向上	教職員対象の研修の実施	①市人権教育研究指定校事業による研究指定校の研究実践 ②新転入・事務栄養職員・中堅教員人権研修会の開催	平成30年度は、鳴門中学校区の幼小中学校が研究指定校として、研究実践を行った。 新転入・中堅教員、事務栄養職員対象の人権研修会を8月に実施。	A	市教委主催の研修だけでなく、校内研修、年次研修等あらゆる機会に意識の醸成を図っている。またその機会には、自己の指導を振り返り、指導力の向上と研鑽に努めている。	研修内容の充実に努める。	学校教育課

人事課 秘書広報課 市民協働推進課 文化交流推進課 健康増進課 人権推進課 社会福祉課 学校教育課 生涯学習人権課	<b>9課 19事業</b>
--	----------------

## 基本目標2 : 男女が自己の能力を発揮し社会のあらゆる分野でいきいき輝ける なる

～男女が対等に活躍する社会の実現のために、社会的な意思決定の場への参画を推進します～

### (1) 政策・方針決定等への積極的参画の推進

内容	事業名/事業の詳細	実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課	
審議会等への積極的女性登用	審議会等における女性委員の登用率40%を目差す	本計画の重点目標につき、P40からの『4. 重点目標「審議会等の女性登用率」について』を参照					
政策・方針決定への女性の積極的登用	広報モニター制度	モニターの男女比が均等になる様に心掛けている	平成30年度は2名の女性に新たな広報モニターとして就任していただいた。	A	広報モニターの女性割合が、40%に達し、過去最高になった。	女性の声を広報誌・テレビ広報に生かすために、今後も女性の新規広報モニター就任を要請する。	秘書広報課
	自治基本条例の周知に努め、市民参画と協働によるまちづくりが進むよう環境づくりを行う。	広報なるとや市公式ウェブサイトを通じて、自治基本条例に掲げる市民参画と協働によるまちづくりの推進に向けて、市民の意識啓発に努める。また、ウェブサイトの市民協働のまちづくりコーナーでは随時工夫して、わかりやすく、より見やすいものにする。	広報なるとや市公式ウェブサイトを通じて、自治基本条例に掲げる市民参画と協働によるまちづくりの推進に向けて、市民の意識啓発に努めた。また、ウェブサイトの市民協働のまちづくりコーナーでは随時工夫して、わかりやすく、より見やすいものにした。	B	女性の登用率向上という観点においては、あまり向上にはつながらなかったが、広報や市公式ウェブサイトを通じ、市民の方の意識啓発や広く参加を呼びかけることができた。	女性の登用率向上につながるような、環境づくりを検討する。	市民協働推進課
	積極的改善措置(ポジティブアクション)を進める	あらゆる分野における政策・方針決定の場への、女性の積極的参画・登用・啓発を行う。	本市の審議会等の女性登用率向上に向けて、女性人材バンクのあり方について検討するとともに、職員への研修も実施した。	B	女性人材バンクの活用について見直しを図るため、具体的な取り組みを検討した。	審議会等に限らず、民間企業や市民団体への取組啓発を行う。	人権推進課
女性の人材発掘と育成	職員研修の充実と参加機会の拡大に努める	県自治研修センターや市町村職員中央研修所等が実施する研修への参加を積極的に呼びかける。	各所属を通じ、職員に研修への参加を積極的に呼びかけた。	A	参加者の約半数が女性であった。	研修の周知を積極的に行うこととで研修の意義を職員に理解してもらい、受講者数の増加を目指す。女性も受講しやすい研修などの周知を行う。	人事課

内容	事業名/事業の詳細	実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課	
女性の人材発掘と育成	人事評価制度の充実と精度の向上	人材育成や組織活性化等のツールとして有効活用しうる人事評価制度を構築し、人事評価結果の精度向上と人材育成基本方針に掲げる各種取組方針の実施と運用方法の改善を行う。	研修等を通じ、制度の周知に努めた。	B	女性の管理職登用の資料として有効に活用できた。	制度の精度向上を目指す。	人事課
	NPO法人などの社会貢献活動団体の新たな創設を促し、活動基盤強化への支援を行う。	NPO法人等の設立や活動への相談・支援を引き続き行う。市の広報紙や市公式ウェブサイトを活用し、各団体の活動予定や活動状況、会員・参加者の募集などの周知を行い団体の活動のサポートを行う。また、WeLoveなるとまちづくり活動応援補助金を通じて、地域の課題の解決に向けて市民自らが企画実施するまちづくり活動を継続して支援する。	NPO法人等の設立や活動への相談・支援を行った。また、市の広報紙や市公式ウェブサイトを活用し、各団体の活動予定や活動状況、会員・参加者の募集などの周知を行い団体の活動のサポートを行った。また、WeLoveなるとまちづくり活動応援補助金を通じて、地域の課題の解決に向けて市民自らが企画実施するまちづくり活動を継続して支援を行った。	B	市の広報紙や市公式ウェブサイトを活用し、各団体の活動予定や活動状況、会員・参加者の募集などの周知を行い団体の活動のサポートを行うことができた。また、WeLoveなるとまちづくり活動応援補助金を通じて、地域の課題の解決に向けて市民自らが企画実施するまちづくり活動を継続して支援できた。	各団体と意思疎通を図り、理解しやすい周知や活動強につながる支援をとともに検討する。	市民協働推進課

## (2) 社会活動への積極的参画の推進

内容	事業名/事業の詳細	実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課	
女性グループの活発な自主活動の推進・女性リーダーの育成支援	地区自治振興会やNPO法人・ボランティア団体などが行う社会貢献活動などに参加する人が増え、活動が活性化するように啓発・支援を行う。	各種団体の行事予定や活動写真等を市公式ウェブサイトに掲載するとともに、本庁舎に設置した「WeLoveなるとまちづくり活動応援掲示板」を活用して、イベント参加者や会員募集などの告知もサポートするなど、団体の活動に対して、市民の関心が高まるよう、広報面での支援を行う。飛び込み型出前市長室も引き続き行い、地域の課題把握や活動の担い手の発掘に努める。	各種団体の行事予定や活動写真等を市公式ウェブサイトに掲載するとともに、本庁舎に設置した「WeLoveなるとまちづくり活動応援掲示板」を活用して、イベント参加者や会員募集などの告知もサポートし、市民の関心が高まるような広報面での支援を行った。また、飛び込み型出前市長室を行い、地域の課題把握や活動の担い手の発掘に努めた。	B	各種団体の予定や活動を市公式ウェブサイトを通じ、活発な自主活動が行えるように支援した。	女性グループがより活発な活動につながるよう、広報面での周知や適切なサポートを継続していく。	市民協働推進課
	市民協働の担い手である地区自治振興会や老人会・婦人会等を通じて高齢者が消費者トラブル等にあわないよう周知啓発する。	市民協働の担い手である地区自治振興会や老人会・婦人会等の高齢者が集まる機会や、学校教育課との連携で中学生や保護者にも視点を向けた、事例を説明紹介するなど消費者問題の啓発活動を進めていく。また、昨年に引き続き自転車シミュレーターを活用した、交通安全啓発講座にも積極的に取り組んでいく。	市民協働の担い手である地区自治振興会や老人会・婦人会等の高齢者が集まる機会などにおいて、消費者問題の啓発活動を実施した。また、研修への参加や消費者被害の防止に向けて「見守りネットワーク会議」し、情報共有を図った。交通安全面では、昨年に引き続き自転車シミュレーターを活用した、交通安全啓発講座に取り組んだ。	B	地域で行われる様々なイベント等で高齢者等が消費者トラブル等にあわないよう周知や啓発活動を行うことができた。	高齢者等が消費者トラブルなどの被害にあわないよう、広報や出前講座の内容をよりわかりやすいものに工夫する。また、専門的知識をもつ人材の育成や「見守りネットワーク」や関係機関との連携を図っていく。	市民協働推進課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
女性グループの 活発な自主活動の推進・ 女性リーダーの育成支援	出前講座や市婦人連 合会の支援による女性 リーダーの育成	女性を対象とした各地区女性学級やうず しお女性学級を開催するほか、生涯学習 まちづくり出前講座に「男女共同参画社 会の実現に向けて」の講座を設定した。	女性学級(9学級)において、各地区 の特性を生かしつつ、66回開講し、 延べ1,359人が受講した。	B	女性学級では、各地区の特色 を活かした学習が積極的に行 われており、年度末の学級生を 対象にしたアンケートで「引き続 き開催してほしい」との意見が 多かった。 一方で、本年度は「男女共同参 画社会の実現に向けて」の出前 講座の申し込みが無かった。	出前講座については、パンフ レットの配布先を増やす等、より 広く市民に周知し、講座申し込 み数の増加を図る必要がある。 また、各講座担当課と協議しつ つ、講座メニューの充実を図る 必要がある。	生涯学習人権課
	食生活改善自主活動 クラブの育成・地区組 織の育成	職場や地域において、健康づくり及び食 生活改善の取り組みを推進する指導的 人材の育成。社会活動への積極的参画 の推進。	食に関する教室内容を推進員自ら 検討し、若年から高齢者まで様々な 年齢層を対象とした教室を実施する など主体的な活動につながっている。	B	継続的に教室を開催してきたこ とで活動の周知につながり、教 室の開催依頼等が増加した。	教室の参加者は女性が多く、男 性の参加者増加や周知啓発が 必要。	健康増進課
	女性部による活動の推 進	農協・漁協・徳島県と連携し、理事や役 員への登用、各種研修会等への積極的 参加の推進、女性部による料理講習会 等の活動強化を図る。	・北泊漁協組合員と同漁協女性部 の協力を得て「魚の捌き方教室」を4 回した。 ・里浦漁協女性部の協力を得て「わ かめの料理教室」を1回開催した。 ・各漁協女性部の協力を得て、テレ ビ鳴門の情報番組「新鮮漁協食堂」 の収録を行った。(北灘9回、鳴門町 2回、里浦1回)	B	漁協等と連携した料理教室の 開催を通じて女性部の活動の 推進が図られた。	活動する女性部の減少及び活 動・活動人員の固定化。女性部 の活動推進につながるイベント 等の検討が必要。	農林水産課

### (3) 男女の自立を目指した能力開発の推進

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
多角的な能力開発と効果的な活用	労働関係機関が実施する各種講座の周知に努める	求職者や在職者のスキル向上や専門的知識の取得を推進することで雇用拡大や企業の求める人材の育成を図る	労働関係機関が実施する各種講座の周知に努めた。	A	労働関係機関から送付のあった、各種講座一覧パンフレットを掲示し周知を図った。	今後も継続して周知を図る。	商工政策課
女性の経済的自立のための生き方支援	家族経営協定締結の推進	平成29年度末時点で市内141戸の農家が家族経営協定を締結している。30年度は新規締結目標を5戸に定め推進する。(目標146戸)	戸別訪問の際に家族経営協定の趣旨や意義の説明を行った。また、締結希望の農家に対して、県と連携し書類作成等の指導を行った。	B	目標は未達成だったが、平成30年度末142戸(純増1戸)と堅調に増加している。	家族経営協定の趣旨や意義を農家の方に理解していただき、県・農協と連携して締結の推進を行う。	農林水産課
男性の生活的自立のための教育・啓発	各農協・漁協等の生産者団体において、男性も参加できる料理講習会の開催	農協・漁協等と連携した魚の裁き方教室などをはじめ、料理講習会等の開催を推進する。	・北泊漁協組合員と同漁協女性部の協力を得て「魚の捌き方教室」を4回開催した。 ・里浦漁協女性部の協力を得て「わかめの料理教室」を1回開催した。	B	漁協等と連携した料理教室の開催を通じて女性部の活動の推進が図られた。	活動する女性部の減少及び活動・活動人員の固定化。女性部の活動推進に繋がるイベント等の検討が必要。	農林水産課

13

<p>人事課 秘書広報課 市民協働推進課 健康増進課 人権推進課          商工政策課 農林水産課 生涯学習人権課</p>	<p>8課 14事業</p>
---	----------------

**基本目標3 : 男女が互いを思いやり あんしんして暮らせる なんと**  
**～必要とされる多種多様な支援を実現するために全庁的に連携します～**

**(1) 暴力を許さない社会づくりの推進**

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
意識変革のための施策の推進	高齢者虐待防止法および養護者支援に関する法律等権利擁護事業	市と市内6か所の地域包括支援センター、介護サービス事業者や警察署・民生委員等の関係者間連携によりDVを含む高齢者虐待に関する被害の防止と早期対応による支援・啓発活動を行う。	基幹型地域包括支援センターを中心に、市と市内6か所の地域包括支援センター、介護サービス事業者や警察署・民生委員等の関係者が連携し、高齢者虐待の予防、早期発見に対応している。また鳴門市版「高齢者虐待対応マニュアル」を作成し、意思の統一を図った。	A	市へは21件の相談通報があった。基幹型地域包括支援センターをはじめ各地域包括支援センターとも連携して対応している。また、警察署とも密に連携を図ることができている。	市独自のマニュアルの整備や連携について体系的に行えるよう関係機関と協議していく。	長寿介護課
	「鳴門パートナーシップDV対策会議」の運営	庁内連絡会・法務局・警察・民間シェルター等とのネットワークを推進し、DV防止につなげる。	DV支援状況の報告と、被害者支援のための庁内情報連携について検討した。	B	各々の役割分担を知り、より具体的な問題意識を持つことにつながった。	回数や内容を精査し、会議を充実させる。	人権推進課
	パンフレット、リーフレットの作成と周知啓発	DV防止のパンフレット、リーフレットを活用し、広く啓発を行う。	鳴門市女子子ども支援センターのリーフレットを市内協力事業者に設置を依頼。	A	協力事業者数を増やすことができた。	手に取りやすい設置場所を検討する。	人権推進課
学校での人権教育による予防啓発の推進	若年層からのDV被害防止に向けた意識啓発	若年層を対象として意識啓発を行い、早期発見・通報ができる体制づくりを行い、DV被害の未然防止に努める。	鳴門市男女共同参画推進条例の子ども用パンフレットを小学5年生に向けて配布。	B	授業で条例について学ぶタイミングに合わせることで、より興味を持って男女共同参画について考えることができる。	若年層の興味に合わせた啓発方法について検討する。	人権推進課

## (2)安心して相談できる体制の確立

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
ワンストップ支援の遂行	市民相談	市民相談でDV等と思われる相談内容については連携してあたる。	平成30年度内に、DVIに関する相談は無かったが、今後そのような相談事案があった場合は、適切に対応していく。	B	当該相談事案が無かった	市民相談を受ける中で、DVIに関する相談があった場合は、関係部署と連携し、早期解決に導けるように対応を行う。	秘書広報課
	高齢者総合相談窓口の設置	高齢者の生活全般や権利擁護に関する総合的な相談窓口を長寿介護課に設置し、社会福祉士・保健師等を配置。安心して相談できる体制を整備し、関係者間連携による早期対応を行う。	市総合相談窓口では332件の相談があり、制度の説明や関係機関との連携による対応を行った。	A	市内5か所に設置した地域包括支援センターや基幹型地域包括支援センター等と連携し、様々な相談に対応している。	市民が安心して相談できる窓口機能とするよう、庁内関係課とも連携を図っていく。	長寿介護課
他課窓口業務者との協力体制による早期発見	国民健康保険制度の説明および保険の切り替え	国民健康保険に係る相談等を随時、受付。必要な説明、手続等を行う。	国民健康保険の資格取得・喪失手続きにおいて、個別の事情を考慮した細やかな対応をしており、また、郵便物の送付先等に配慮を行っている。	A	市民の質問・要望に対し適切に対応し、システムの警告情報や記事に登録したり、課内回覧を行うことで課員に対して周知する配慮を行った。	個々の状況に応じた対応を庁内関係機関と連携しながら行う。	保険課
	相談・訪問指導	妊産婦・乳幼児への相談・訪問を通して育児不安の軽減や育児支援、各健診等での経過観察を必要とする児や、虐待のハイリスク児等への個別支援へとつなげる。	健診や相談、家庭訪問により家族等の支援状況を把握し、支援を必要とする対象者について他課と連携を図り対応を行った。	B	妊娠・出産・子育て期と切れ目ない支援を行うことができた。	相談者は女性が多いことから、男性や自ら支援を望まない方に対する積極的なアプローチ。	健康増進課
相談者のところに寄り添える専門相談員の養成	介護相談員派遣事業	所定の養成研修を修了し、市から委嘱を受けた介護相談員が、介護保険施設などで利用者の疑問や不安の声を聞き取り、施設等への橋渡しをすることにより、利用者の疑問の解消や不安の解決を図る。	市内の介護保険施設及び地域密着型サービス事業所17施設において、18名の介護相談員が毎月2回、2名ずつ訪問し活動を行った。	B	年4回の相談員連絡会と年2回の施設等への報告会の開催により、相談員のスキルアップと利用者の権利擁護につながっている。	ベテラン介護相談員の多くが高齢であることや活動の交通手段において不安がある。今後も新たな介護相談員の養成やスキルアップに努める。	長寿介護課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
鳴門市女性支援センター『ばあとなー』の業務拡充	女性子ども支援センター『ばあとなー』の充実	DV、児童虐待の防止およびその被害者の救済支援。	延べ相談件数 女性相談629件、児童相談1,502件	A	専門職を要保護児童対策地域協議会調整機関に置き、体制強化に努めた。	関係機関とのさらなる連携強化に努める。	人権推進課
	女性子ども支援センター『ばあとなー』の市公式ウェブサイトのリニューアル	DVの早期発見と防止の啓発を図る。	ウェブサイトを見て相談につながるケースもあった。	B	リニューアルまでには至っていないが、ウェブサイトを通じて相談窓口の周知を図った。	わかりやすい掲示内容に努める。	人権推進課
	DV被害者に対するきめ細やかな支援の推進	関係機関との連携によりワンストップ支援を実現する。	ケース会議等を通じてきめ細やかに連携。	A	適切に対応した。	DV対策会議等を通じて、関係機関それぞれの役割や支援内容を把握し、支援を充実させる。	人権推進課
	「女性のためのカウンセリング事業」の拡充	DV被害者の心理的支援を実施する。	実施件数126件	A	適切に対応した。	カウンセラーとの連携により、支援内容を充実させる。	人権推進課
	性別違和など性同一性障がいに対する相談の支援	性別違和に関する相談支援。	延べ相談件数16件	A	適切に対応した。	性別違和に関する見識を深め、対応力向上に努める。	人権推進課

### (3) 被害者の保護と救済支援体制の強化

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
保護命令制度の情報提供と補助	DVおよびストーカー行為等の被害者保護のための支援措置	住民基本台帳法に基づき、支援措置申出者の住民票・戸籍の附票の交付及び閲覧の制限を行う。	確実に、住民票・戸籍の附票等の交付及び閲覧の制限を行うために、証明書発行禁止処理をする際には、必ず2名で確認作業を行っている。	A	個々の状況に応じて支援措置を行った。	庁内関係部署との連携強化を図る。	市民課
	保護命令についての情報提供および申立書作成補助	家庭裁判所が発令する保護命令制度についての情報提供。DV被害者の保護命令の申立書の作成補助を行う。	申立書の作成に至るケースはなかったが、それぞれの相談者に必要な情報提供を行った。	B	保護命令が必要な相談者には、書類作成等の支援ができるようにしている。	DV被害者にわかりやすい制度説明に努める。	人権推進課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
長寿介護課を通じた地域包括支援センターへの情報提供と連携	養護老人ホーム等への緊急時安全体制の整備	地域包括支援センターや医療機関・地域の関係団体との連携による、高齢者虐待等による被害者の保護と救済支援体制の整備を図る。	保護の実績はないが、必要に応じて相談を受け、適切な支援が行える体制を整えている。	A	高齢者を支えるセーフティネットとして、介護保険等ではカバーできないニーズに対応できる体制を整えている。	被害者の保護と救済支援体制の充実を図る。	長寿介護課
	成年後見制度相談窓口の開設	成年後見制度利用に関する支援および高齢者の虐待や消費者被害等の防止、認知症高齢者や家族への支援等権利擁護に関する相談を受け付け、専門相談員によるアドバイスをし、継続支援を要する相談者には、地域包括支援センターと連携しながら対応を行っている。	市民及び民生委員・介護事業所等の支援者を対象として月1回、司法書士による成年後見制度に関する相談窓口を開催した。	A	全国的にも成年後見制度利用件数が増えていることから、高齢者虐待防止や成年後見人制度の普及啓発へ向けて、関係者が連携しながら支援している。	より積極的な支援ができるよう、専門相談員による相談窓口を周知していく。	長寿介護課
	(小)地域ケア会議の開催	高齢者が心身の健康を保持し、住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持継続していくことができるよう、基幹型地域包括支援センターが、中心となって地域の関係機関等と連携し、情報共有や役割分担を行い必要なケアマネジメント支援を推進する。	困難事例の中で関係者間の情報共有が必要なケースに関しては、適宜ケア会議を実施した。	A	関係者間での情報共有や役割分担により、個別事例の課題解決に繋がっている。	地域包括支援センター間での会議開催回数に差があるため、基幹型地域包括支援センターを中心に積極的に会議を開催していく。	長寿介護課
	地域包括支援センターの機能強化の推進	5か所の地域包括支援センターに加え、基幹型地域包括支援センターを設置し、相談体制の強化やネットワークづくりを強化する。	基幹型地域包括支援センターが中心となって5か所の地域包括支援センター職員に対し、研修会・連絡会を実施するなど連携・機能強化を図った。	A	定期的な研修・連絡会の開催により、機能強化につながっている。	地域包括支援センター間の連携強化を図る。	長寿介護課
民間団体との連携体制の強化	民間団体とのDV被害者緊急一時保護委託契約の締結	鳴門市民であるDV被害者で緊急的な安全確保が必要な方に、避難所への入所費用の助成を行う。	緊急一時保護実施件数0件	B	避難可能な施設と委託契約を結び、緊急一時保護に備えた。	DV被害者にわかりやすい制度説明に努める。	人権推進課
子どもいきいき課を通じた子どもの情報確認等、関係機関との連携	DV被害者の子どもの保護に関する保育園との連携支援	家庭児童相談員との連携により、支援体制を充実させる。	家庭児童相談員からの子どもの情報確認等の際には、保育園と連携し、対応した。	B	家庭児童相談員と保育園との連携や情報共有が概ね円滑に図れた。	個人情報の取り扱いに細心の注意を払い、対応する。	子どもいきいき課

#### (4)被害者の自立までをサポートする体制づくり

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
各種社会福祉支援制度の情報提供と手続き支援	国民年金制度について の情報提供	将来の年金給付について各種手続きの周知及び説明を行う。	保険料の納付が難しい方には、国民年金保険料の免除申請についての説明や、支援措置について年金事務所への案内を行った。	A	当事者の年金種別に応じた手続きの支援を行った。	庁内関係部署との連携強化を図る。	市民課
	国保加入の手続き	安心して医療を受けることが出来るよう、国保加入に係る手続きを随時受付。保険証の即時発行など環境整備を行う。	国民健康保険の資格取得・喪失手続きにおいて、個別の事情を考慮した細やかな対応をしており、また、郵便物の送付先等に配慮を行っている。	A	市民の質問・要望に対し適切に対応し、システムの警告情報や記事に登録したり、課内回覧を行うことで課員に対して周知する配慮を行った。	個々の状況に応じた対応を庁内関係機関と連携しながら行う。	保険課
被害者に応じた支援プログラムの遂行	権利擁護推進事業	高齢者の虐待や消費者被害および認知症高齢者等家族の支援に努めるとともに、早期発見・防止に向けての体制づくりを推進する。	市の相談窓口や地域包括支援センターでの関係者間連携体制の整備に努めた。	A	高齢者が抱える個別の課題に対し、関係者間で連携し解決に向けての支援を行った。	個別の課題の早期発見に向けて、連携をより密にしていく。	長寿介護課
同伴家族(子ども・親)に対する支援	鳴門市要保護児童対策地域協議会により関係機関と連携し、要支援児童への支援に努める。	関係機関と連携を図り児童虐待等へのきめ細かい支援を行う。	代表者会議1回、実務者会議0回、個別ケース検討会議6回実施	B	ケース検討会議を通じて、関係機関とさらなる連携を深め、それぞれの役割分担や支援内容についてきめ細かく検討できた。	実務者会議を充実させる。	人権推進課
	DV被害者の子どもの転校時における学校・幼稚園との連携支援を行う	円滑な就学のための手続きの周知と居住地等の情報の厳重な管理についての周知・徹底を行う	DV被害者の就学手続きについては、学校(園)と連携しながら、厳重な情報管理を行い、適切な手続きをとっている。	A	転校時の子どもの情報のやり取りについて、学校間ではなく、教育委員会間で行うなど、情報の取扱いに注意している。	学校(園)との連携だけではなく、女性子ども支援センター「ばあとな一」など関係機関と密接な連携をとり、情報管理の徹底に努め、子どもの就学に係る支援を行う。	学校教育課
被害者への経済的自立に向けた就業支援	生活保護の適正実施および自立支援のため、被保護者就労支援事業を実施する。	毎週金曜日、専門員による相談窓口を設け、就労可能な被保護者に対して就労開始に向けた助言・指導を行う。	被保護者就労支援事業に29名が参加し、その内10名が就労を開始した。さらに、その内の1名は年度内に生活保護からの自立を達成した。	A	就労支援員の支援により、就労を開始することができた、また、この事業への参加をきっかけとして自立への意欲向上が見られた被保護者もいた。	就労が可能と思われる人や、意欲向上が必要とされる人については、積極的にこの事業を活用してもらえよう、ケースワーカーによる働きかけを行っている。	社会福祉課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
各種社会福祉支援制度の情報提供と手続き支援	生活保護制度の情報提供および適正実施を行う。	相談者に対して、活用可能な施策等に関する情報提供及び活用のための支援を行う。また、要保護世帯に対して必要な保護を行い、自立に向けた援助を行う。	平成30年度は107件の新規相談があり、その内79件から生活保護の申請があった。(保護開始世帯は59件)また、保護に至らない場合も「よりそい」に繋ぐなど、その世帯の課題解決に向けて必要な支援を行った。	A	「よりそい」や「ばあとなー」等各関係機関との連携により、DV被害者のみでなく、様々な人に対して生活保護を含めた必要な支援を速やかに行うことができた。	今後も各関係機関との連携を密にして、生活保護を含めた必要な支援体制を構築していく。	社会福祉課
住宅の確保に向けた支援	市営住宅のDV被害者支援措置制度の充実を図る	市営住宅優先入居選考基準においてDV被害者について点数を加算することができる	関係課と連携を行い、支援が必要な場合は対応することとしていたが要支援者はなかった。	B	支援が必要な場合は対応が可能であるため	関係課と連携を行い、支援が必要な場合は対応を行う。	まちづくり課
個人情報保護に関する支援措置	個人情報保護に関する支援措置	選挙人名簿の閲覧ができるのは本人のみ。	選挙人名簿の閲覧ができるのは本人のみ。	B	各担当課と情報を共有し被害者保護の支援を行っている	支援者(被害者)に対する保護認識を継続する。	選挙管理委員会

### (5)DVを地域からなくす環境整備

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
DV被害者救済支援の広域化推進	「鳴門パートナーシップDV対策会議」の運営	庁内連絡会・法務局・警察・民間シェルター等とのネットワークを推進し、DV防止につなげる。	DV支援状況の報告と、被害者支援のための庁内情報連携について検討した。	B	各々の役割分担を知り、より具体的な問題意識を持つことにつながった。	回数や内容を精査し、会議を充実させる。	人権推進課
	他の自治体との「パートナーシップ協定」の締結	広域でのDV相談支援を可能とする協定を結ぶ	すでに協定締結済みの藍住町、阿南市とDV対策会議等を通じて連携。	B	DV支援や施策に関する情報共有等を行った。	情報共有で得た内容を施策に反映させる。	人権推進課
職務関係者の資質向上への取組	相談員の資質向上のための研修やセミナー受講	相談員の資質向上のため、様々な研修・セミナー等への参加を進める。	県主催のSV研修(全6回)への参加。その他各種セミナーへの参加。	A	研修を通じて、支援技術の向上のみならず、関係機関との連携強化につながった。	継続して実施。	人権推進課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
職務関係者の 資質向上への 取組	相談員のためのメンタルヘルスケアの実施	相談員のメンタルケア、ケース会議を通じて個人的負担感を軽減。	必要に応じて臨床心理士によるメンタルケア等の実施	A	組織としてケースに関わることで個人的負担感を軽減し、必要に応じて専門的なメンタルケアを実施した。	関係課との連携を強化することで、共通理解を深め、迅速、適切な支援につなげる。	人権推進課
	定期的なケース検討会議やスーパービジョンの実施	ケース会議を行い、相談内容の共有を図るとともに、学識者(臨床心理士)の助言により、より高度な相談業務を目指す。	スーパービジョンの実施全12回	A	心理学的側面からの助言を受けることで、より高度な相談業務が可能となった。	臨床心理士育成の見知から、技術的指導を受ける体制づくりに努める。	人権推進課
学校における デートDV防止の 啓発	若年層からのDV被害防止に向けた意識啓発	若年層を対象として意識啓発を行い、早期発見・通報ができる体制づくりを行い、DV被害の未然防止に努める。	デートDV防止の冊子を成人式参加者へ配布した。	B	デートDV被害に遭いやすい年代層に冊子を配布し、啓発できた。	冊子の配布だけでなく、その内容にも触れることで啓発を図る。	人権推進課
	中学・高校生を対象とするデートDVの防止啓発	中学生や高校生を対象に、デートDV防止に向けた啓発活動を実施する。	市内中学校へデートDV予防教育の実施について提案を行った。	B	特別授業等での人権教育のテーマとして、デートDVの予防教育を取り入れてもらえるよう中学校に働きかけた。	教育現場等で啓発に取り組めるよう、継続して実施する。	人権推進課
	いのちの尊さや性に対する正しい知識を育てる	中学生に対する啓発内容及び方法について、職員・教員において検討する	学習指導要領に従い、保健などの授業を通じて、「男女の性差」や「命の尊さ」等を学習し、正しい知識の育成に取り組んだ。	B	学活、道徳、保健の授業において、命の尊さや自己を大切にする心、他者を尊重する心、性差に対する正しい知識の育成に努めた。	女性子ども支援センターなど関係機関と連携し、啓発の内容や方法などを検討する必要がある。	学校教育課
DV防止を市民全体に広げる取組み	パンフレット、リーフレットの作成配付	DV防止のパンフレット、リーフレットを活用し、広く啓発を行う。	鳴門市女性子ども支援センターのリーフレットを市内協力事業者に設置を依頼。	A	協力事業者数を増やすことができた。	手に取りやすい設置場所を検討する。	人権推進課

秘書広報課 市民課 保険課 健康増進課 長寿介護課 人権推進課  
 社会福祉課 子どもいきいき課 まちづくり課 学校教育課 選挙管理委員会

11課 40事業

## 基本目標4 : 男女が集まるにぎわいのある なると

～国際交流や国際的な活動の場での人権尊重と男女共同参画を実現します～

### (1)国際交流・国際的活動への男女平等参画の実践

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
国際理解と国際交流の推進	ドイツ・中国からの国際交流員の受け入れ	ドイツと中国から国際交流員を受け入れ、国際交流を推進する。	JETプログラムを利用し、ドイツ人国際交流員1名及び中国人国際交流員1名を受け入れた。	B	ドイツ及び中国から新たな国際交流員を受け入れ、国際交流員による市民を対象としたドイツ語・中国語講座の開講をはじめ、イベント参加等とおして、国際理解を深めた。	ドイツ人国際交流員の任期が今年度の7月末をもって終了する。新規ドイツ人国際交流員についても、本市において様々な事業へ参加し、国際交流の推進に協力してもらう必要がある。	文化交流推進課
	鳴門教育大学で学ぶ世界各国の留学生を小学校に招待し、交流事業を行う	留学生との交流を希望する小学校1校について2名の留学生を招待し、子どもたちと鳴門教育大学との留学生の異文化交流を図る	平成30年度は、市内小学校8校について、留学生2名を招待し、児童と世界各国の留学生との国際交流を図った。	A	留学生と児童が互いの国について教え合うなど積極的に交流し、異文化に対する理解や興味を深める活動となっている。	今後も鳴門教育大学と連携し、国際理解教育を推進していく。	学校教育課
外国人が暮らしやすい環境の整備と支援	語学講座等の開設	鳴門教育大学と連携し、市内在住外国人向けの相談業務や語学講座の開設等の支援を行う。	鳴門教育大学の学生ボランティアが週1回の日本語講座を実施。	B	市は会場の提供と日本語講座を希望する外国人への情報提供を行った。	今後も、鳴門教育大学学生ボランティアが開く日本語講座の支援を行うとともに、多文化共生のための情報提供を行っていく必要がある。	文化交流推進課
国際交流事業への積極的支援	市民主導の国際交流事業	鳴門日独友好協会や鳴門日中友好協会等の交流団体を支援し、市民主導の交流を促進する。	リユーネブルク市の使節団やドイツの独日協会の受入れ時に、鳴門日独友好協会を中心とした交流を行った。また、中国張家界市の使節団受入れ時には、鳴門日中友好協会が中心となって交流するなど、市民レベルでの交流が深まった。	B	鳴門日独友好協会の事務局を市が担当し、市民同士の交流の活性化を図った。また、日独友好協会においては正会員の他に、賛助会員の募集も開始し、50名を超える企業・個人が賛助会員として支援してくれている。	引き続き、ドイツ及び中国の姉妹都市交流を初め、多くの国際交流事業を積極的に進められるように、積極的に交流団体を支援していく必要がある。	文化交流推進課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
国際交流事業への積極的支援	地域力・市民力で観光を盛り上げるとともに、外国人観光客の積極的な誘致を図る。	市民による観光ボランティアガイド等の充実や外国人観光客の受け入れ体制の強化を図る。	<p>鳴門市うずしお観光協会との連携のもと、ボランティアガイド養成講座を開催し、新たに9名のガイド認定を行うとともに、ノルウェーなど外国人へのガイドも実施するなどガイド力の充実を図った。</p> <p>また、英語、ドイツ語、中国語(繁体字・簡体字)、韓国語に対応した多言語観光情報サイトを構築するなど、外国人観光客受入体制の強化を図った。</p>	A	<p>養成講座においては、他のガイド団体との交流を深めるとともに、ノウハウを学ぶことにより、ガイド力の底上げを行っている。</p> <p>新たに構築した多言語観光情報サイトや各種のパンフレット等により、外国人観光客が障がい無く本市で観光できるよう努めたい。</p>	引き続き、観光ボランティアガイドの養成講座を実施し、ガイド力の強化を推進するとともに、外国人目線に立った観光情報の発信に努める。	観光振興課

文化交流推進課 観光振興課 学校教育課	3課 5事業
---------------------	--------

## 基本目標5 : 男女がにこにこ心豊かに働ける なる

～職場での男女平等の実現と就労環境の整備、  
男性の育児や介護への参画等多様な働き方に対する支援を実現します～

### (1) 働く場での男女平等の実践

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
働きやすい就労環境の整備	男性職員の、妻の出産休暇の取得や育児への積極的参加の啓発	男性職員の育児休業、配偶者の出産や育児参加のための休暇制度について周知するなど、男性職員の育児や育児参加について周知・啓発を行う。	該当するすべての男性職員に対し、育児休業等の制度について説明を行った。	A	平成30年度中に6名の男性職員が育児休業を取得し、取得率は25%であった。特定事業主行動計画で掲げている男性の育児休業取得率15%を上回っている。	育児休業の取得者数、取得期間の増加を目指す。	人事課
女性の経営参画意識の啓発	家族経営協定締結の推進	平成29年度末時点で市内141戸の農家が家族経営協定を締結している。30年度は新規締結目標を5戸に定め推進する。(目標146戸)	戸別訪問の際に家族経営協定の趣旨や意義の説明を行った。また、締結希望の農家に対して、県と連携し書類作成等の指導を行った。	B	目標は未達成だったが、平成30年度末142戸(純増1戸)と堅調に増加している。	家族経営協定の趣旨や意義を農家の方に理解していただき、県・農協と連携して締結の推進を行う。	農林水産課
働く場における男女平等意識啓発の実践	慣習の見直し	男女の定形化された役割に基づく偏見及び慣習を撤廃する。	男性の育児参加を推進する通知等を行い、男女平等意識の啓発を推進した。	B	各種制度の周知を通じて男女平等意識の向上を図った。	各支援制度の周知・利用を促進し、職場内の男女平等意識を啓発する。	人事課

### (2) 女性の就労環境の整備

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
働きやすい就労環境の整備	子育て支援制度の活用推進	出産や育児に関する支援制度について、周知徹底を図り制度の活用を促進する。	支援制度について庁内LANに掲載するほか、該当するすべての職員について説明を実施した。また、該当職員の所属長に対し、制度の活用について配慮するよう通知した。	A	左記のとおり制度の周知を行った。	今後も各支援制度の利用促進を図る。	人事課

内容	事業名/事業の詳細					担当課	
働きやすい就労環境の整備	ハラスメント防止を目的とする研修や庁内LANを通じての啓発	ハラスメントに対する正しい認識と、配慮や対処方法を習得するための研修を実施する。また、ハラスメントに関する相談窓口について周知を図る。	管理職以外の職員に対して研修を実施した。また、庁内LANに相談窓口、フロー図などを掲載した。	B	研修を通じてハラスメントについて理解を深めたとともに相談制度について周知した。	研修への受講を積極的に周知し、より多くの職員がハラスメントについての認識を高めることができるよう、今年度については、係長級以上の職員に対しハラスメント研修を行う。	人事課
	各種資料により、労働関係法令や働きやすい職場づくりに関する情報の周知・啓発	課の窓口に関係機関から送られた資料を提示し周知・啓発に努める。	各種資料により、労働関係法令や働きやすい職場づくりに関する情報の周知・啓発に努めた。	A	労働関係法令や働きやすい職場づくりに関するパンフレット等を提示し周知を図った。	今後も継続して周知を図る。	商工政策課
	家内労働者・家族従事者に対する労働環境整備の支援・意識啓発の継続	農協広報紙やHP等を活用し、先進事例の紹介や家内労働法・家族経営協定の制度等の周知に努める。	農協広報紙等による制度周知に努めた。また、農家からの問い合わせに対して、県や農協と連携して、制度周知を図った。	B	家族経営協定の締結数の前年度末から1戸増加し、制度の周知、環境整備が進んでいる。	家族内の役割分担の確立、労働環境の整備を行うため、引き続き制度周知や啓発を行う。	農林水産課
職場における母性保護対策推進と啓発	マタニティマーク配布	妊婦に優しい環境づくりの推進を図るため、マタニティマークの普及啓発を行う。	母子健康手帳交付時にマタニティマークのグッズを配布(304件)し、妊婦等へ説明を行った。	B	母子健康手帳交付時に全数の方にマタニティマークの趣旨が説明できている。	妊婦及びその家族以外の方への普及啓発。	健康増進課

### (3) 多様な働き方に対する支援

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
労働時間の短縮・ワークライフバランスに沿った働き方の推奨	時間外勤務の縮減および年次有給休暇の取得促進に取り組む	時間外勤務の縮減策について検討を行うとともに、連続3日間の有給休暇の計画表での管理などを実施し、有給休暇の取得促進を図る。	文書にて時間外勤務時間の上限を示すとともに、時間外勤務の縮減・有給休暇取得促進について通知を行った。	B	平成30年度の職員の年次有給休暇平均取得日数は10.4日であり、特定事業主行動計画に掲げる数値目標12日に近づいてきている。しかし、平均時間外勤務時間数については、増加傾向にある。	時間外勤務の縮減と、特定事業主行動計画に掲げる有給休暇取得日数に向けて、文書のみならず、各所属長への情報提供、助言等を行う。	人事課
	ワークライフバランスを充実させるための休暇制度の周知	職員のワークライフバランスの充実に貢献することを目的に、育児や介護のための休暇制度について、周知の徹底を図る。	育児に関する休業制度・支援制度については、該当する職員すべてに対し説明を実施した。介護に関する休業・支援制度については、庁内LANに掲示するほか、庶務研修において説明を実施した。	A	男性の育児休業の取得率については、特定事業主行動計画に掲げる目標数値15%を上回る25%、女性については100%の取得率となっており、育児休業制度の理解が広がっている。	各種休暇制度を利用しやすい雰囲気作りをするために今後も周知を継続する。	人事課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
多様な働き方に対する情報提供および相談	コミュニティ・ビジネスの推進を図る	地域課題の解決を地域住民が主体となって、ビジネスの手法を用いて行うコミュニティビジネスの意義や内容を、市公式ウェブサイトを活用し、周知啓発していく。	市公式ウェブサイトを活用し、周知・啓発を行った。	B	市公式ウェブサイトを活用し、周知・啓発を行うことができた。	地域住民の多様な相談等への対応や情報収集を実施する。	市民協働推進課
	シルバー人材センター運営支援事業	男女に拘らず高齢者の就労を支援し、生きがいづくりの充実や社会参加を促進するため、運営に関する財政支援を行う。	登録者は152人(男性105人、女性47人)で前年度より男女ともに減少しているが、就業率は89%であり登録者の生きがいと福祉の充実が図られている。	B	シルバー人材センターが実施している生活支援サービスの担い手となる「生活支援サポーター養成講座」を実施した。	登録者は減少しているが、引き続き支援を行う。	長寿介護課
休日・夜間の仕事で児童の養育に困ったときの支援	子育て短期支援事業	休日・夜間の仕事のため、児童の養育ができない保護者に対する支援として、児童を施設に短期間保護する。	県内の5ヶ所の児童養護施設等を指定し、事業を実施した。	A	保護者の就労形態(夜勤等)に応じた利用の希望に対応できた。	保護者の勤務時間(児童の利用希望時間帯)について、施設との調整を図る。	子どもいきいき課
休日の仕事で児童の養育に困ったときの支援	休日保育事業	公立の林崎保育所において、市内の保育所・認定こども園(保育所機能部分)の利用児童を対象に休日の保育を実施する。	公立の林崎保育所において、利用希望児童に休日保育を実施した。	A	定期的に利用する児童がいることから、休日に児童を保育できない保護者の支援となっている。	保護者の就労情報の把握に努め、必要な人が必要な支援を受けられるよう、継続して事業に取り組む。	子どもいきいき課
預かり保育の実施	幼稚園において預かり保育を実施する	幼稚園での保育終了後、希望する者を対象に預かり保育を行い、保護者の子育てを支援する	前年度に引き続き、平成30年度においても、市内12園で預かり保育を実施し、うち5園では土曜日の預かり保育も実施した。	A	市内12園において、就労等で預かり保育を希望する保護者の要望に応え、希望者は全て受け入れた。	保護者が安心して働くことができるよう、今後も事業を継続していく。	学校教育課

#### (4) 女性活躍推進法の周知及び取り組みの促進

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
女性活躍推進に向けた取組	特定事業主行動計画の推進	同計画に定める目標である女性管理職の登用拡大、男性の育児休業取得率の向上を図る。	平成30年度における女性管理職の登用率は昨年度を上回っており、女性の副課長級職員は増加した。また、男性の育児休業の取得率については、目標15%を上回る、25%となっている。	A	女性管理職の登用率は29%に増加し、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の目標数値30%へ徐々に近づいている。	男性の育児休業制度について、引き続き積極的に周知する。女性管理職の登用については、人事評価等の結果などを用い、能力に応じ、積極的に登用を図る。	人事課

内容	事業名/事業の詳細						担当課
女性活躍推進に向けた取組	女性の職業選択に資する情報の公表	女性の職業選択に資するよう、女性の職業生活における活躍の情報を定期的に公表する。	女性の職業選択に資するよう、女性の職業生活における活躍の情報を定期的に公表する。	B	市公式ホームページにて情報を公開した。	積極的な情報周知方法の検討が必要である。	人事課
	男女共同参画推進条例及び女性活躍推進法の周知啓発	女性の職業生活における活躍を推進するための事業を実施。	男女共同参画及び女性活躍推進の一助として「孫育て講座」を年間3回実施した。 また、商工会議所と連携し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について周知を行った。	A	男女が共に仕事と生活を両立できる環境を整備することを通じて、すべての女性が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することができる社会づくりを推進する。	具体的取り組みを実施する。	人権推進課

人事課 市民協働推進課 健康増進課 長寿介護課 人権推進課 子どもいきいき課 商工政策課 農林水産課 学校教育課	9課 18事業
---	---------

## 基本目標6 : 男女が家庭責任や地域づくりをいっしょに担う なる

～家庭から地域社会へ、男女がお互いを尊重できる社会づくりを実現します～

### (1)働く男女の家庭・地域生活の両立支援

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
平日に来庁できない方への支援	毎月第一土曜日窓口開設	毎月第一土曜日、午前8時30分～12時30分に証明書交付窓口を開設する。	証明書交付業務に加え、個人番号制度の開始により、通知カード・個人番号カードの受取りもできるようにしたため利用者が増加した。	A	マイナンバーカードの受け取り時の案内文書に土曜日開設日時を入れたほか、広報など等で周知啓発に努めた。	市民への周知を徹底する。	市民課
働く男女が家庭責任を担える生活環境づくりの推進	延長保育・一時保育・障がい児保育事業、病児・病後児童保育事業	延長保育、一時保育、病児・病児後保育を保育施設等において実施する。	1日11時間を超える時間の保育を行う延長保育は、17施設、施設等の利用をしていない児童を預かる一時保育は、3施設、病児・病児後保育は、保育施設3施設と病院施設内の木のおうちで実施した。	A	保護者のニーズに対応する各種事業が継続的に実施できた。病児保育施設については、土曜保育の実施や利用定員の増員を行い、働きながら子育てしやすい環境づくりに努めた。	利用しやすい周知啓発を図る。	子どもいきいき課
	放課後児童健全育成事業	保護者が仕事等で昼間いない家庭の児童を対象に放課後、学校の余裕教室や公共施設を有効利用し、公設民営の児童クラブを実施。	市内13ヶ所の児童クラブで年間250日以上開所し、実施した。	A	放課後における児童の安心・安全な居場所としての機能を果たせるよう努めた。	全学年児童が事業の対象となっているが施設等が整っていないことが原因で高学年児童の受入ができていないクラブがある。受入れ体制を整えるため、教育委員会や小学校、運営委員会と連携し、協議を進める。	子どもいきいき課

## (2)家庭・地域における男女共同参画の実践

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
環境問題への男女共同取り組みの推進	環境保全に関する取り組みへの学習会の開催	身近な水路の再生や地球温暖化対策等環境保全に関する取り組みへの学習会を開催する	鳴門市第二中学校総合調べ学習 参加者:1年生7人  生涯学習出前講座 ・水環境と生活排水対策 (H30依頼なし)	B	鳴門市第二中学校1年生7人の総合調べ学習として、河川の水質等に対する学習を行ったが、出前講座について開催依頼がなく未実施であった。	出前講座は、申し込みがあれば開催となるため開催回数を増やしていく。	環境政策課
	リサイクルプラザでの環境問題の体験学習に男女を問わず参加できる状況づくり	リサイクルプラザでの男女問わず参加できる体験学習を開催する	絵手紙教室 パッチワーク教室 ヘルシー&エコクッキング教室等  開催件数:延べ26件 参加人数:延べ571人	B	さまざまな講座やイベントの開催に際し、広報誌等を用いて参加者の募集を行い、男女を問わず参加できる状況づくりを行った。なお、天体観測教室について、平成30年度は他の会場(うずしおふれあい公園)で行ったことから実績に入れていない。(参考:天体観測教室実施回数2回、参加人数113人)	平成27年度以降、専属嘱託職員が1名になっているため、イベントや講座数を増やしていくことは難しいが、人気の高い事業を継続・拡大し、利用率の低いイベントは見直すなど、事業の効率性を考慮しながら利用者数増加への取り組みが課題となる。	環境政策課
男女が安心して子育てと介護ができる環境作りの整備	介護予防「65歳からの男の料理教室」の開催	男性の家事への参画、特に料理づくりへの興味・参加を促進することにより、男性の食の自立と介護への参加等ジェンダーフリーの地域づくりを目指す。	参加人数は34人。 男性のみの教室であり、家事の参画、健康づくりの知識、技術の習得、交流へとつながっている。	A	家庭において料理をするようになった参加者が増えており、男女共同参画への意識づけに繋がっている。	事業終了後も家事参加が継続できるように、自主クラブ等への支援を行う。	長寿介護課
	鳴門ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての応援がしたい方(提供会員)が会員となり育児の相互援助活動を行う。	鳴門ふれあい健康館(健康福祉交流センター)へ事務所を移転したことで、妊産婦や高齢者等への啓発が可能となり、会員数が増加。30年度末に1,065人となった。	A	ファミリーサポートセンターの移転や主催するイベント情報を広報、市公式ウェブサイトやLINEで発信し、事業の周知を実施した。	事業の周知啓発を実施し、仕事と家庭生活の両立を支援していく。	子どもいきいき課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
男女が安心して子育てと介護ができる環境作りの整備	全保育所(園)で育児支援の充実を図る。	市内すべての保育施設で子育て中の不安や悩みを軽減するため地域の子育て支援を行う。	市内すべての保育施設で子育て中の不安や悩みを軽減するための子育て家庭の相談に応じるなど、地域の子育て支援を行っている。	A	パートナー保育園事業などを実施し、より身近な相談機関としての保育施設の役割を充実させた。	相談しやすい体制を推進する。	子どもいきいき課
	子ども・子育て支援事業計画(H27~H31年度)の推進を図る。	子ども・子育て支援事業計画に基づき、各子育て支援事業の施策を実施。	子ども・子育て支援事業計画に基づき、各子育て支援事業の施策を実施した。また中間見直しを行い、より実状に合った計画の推進を図ることとした。	A	市児童福祉審議会に計画の進捗状況を報告し、事業を推進した。	次期計画の策定に向けて、就学前から小学校3年生までの児童の保護者を対象に実施したニーズ調査結果を分析・精査する。	子どもいきいき課
地域における子育て支援の推進	地域子育て支援拠点事業	地域における子育て支援の拠点として保育所や認定こども園、民間施設の空きスペースなどを活用した親子の交流の場の提供を行い、子育てに関する相談の援助や関連情報の提供、講習会を開催。	市内6か所で事業を実施した。	A	子育て家庭が身近に感じ、利用しやすい環境を整えた。	継続的に事業を周知するなど、新規利用がしやすい環境を整える。	子どもいきいき課

### (3) 防災分野における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立	避難所における女性・子どもへの配慮	男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営体制を構築し、地域の防災力向上に取り組む。	「鳴門市避難所運営マニュアル」に基づき、女性の意見が反映されるよう各活動班の中に必ず女性が1名以上入った体制で、子どもさんにも参加してもらい避難所運営訓練を川東地区で実施した。また、避難所生活での子どもへの配慮として市内の指定避難所のうち14箇所へブロック(おもちゃ)を配置した。	A	避難所運営を円滑に行うためには、女性の意見や子どもさんの動きを把握しておく必要があるということ、職員及び参加者が実感することができた。	現状、高齢者を中心に自主防災組織等、訓練に参加する人が固定化する傾向があるため、女性及び子どもが参加しやすい訓練となるよう工夫していく。	危機管理課
------------------------	-------------------	---	--	---	---	--	-------

市民課	環境政策課	長寿介護課	子どもいきいき課	危機管理課	5課 11事業
-----	-------	-------	----------	-------	---------

## 基本目標7 : 福祉の充実で男女の自立をしっかりと支える なんと

～社会福祉の充実を図り、心身両面からの総合的支援を実現します～

### (1) 高齢者の生活への支援と介護

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
心理的支援と相談および対策	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用促進のため、申し立て経費および後見人への報酬費に関する助成を行い、判断能力が低下した高齢者の権利擁護の推進を図る。	市長申立6件、報酬助成5件を実施した。社会福祉課・社会福祉協議会と連携し、高齢者・障害者等の関係機関へのアンケートを実施し、利用促進につなげた。	A	市の相談窓口や地域包括支援センターでの支援体制を継続して整備し、助成を行う。	制度利用が必要な対象者へ支援ができるよう、相談窓口等を通じて取り組む。	長寿介護課
30 生きがい対策	介護予防普及啓発事業の実施	65歳以上の高齢者を対象に、運動・栄養・口腔・認知症予防・閉じこもり予防などの介護予防教室を開催し、高齢者が生きがいをもって自立した生活が営めるよう支援し、元気高齢者を増やす。	各事業ともに目的を持って参加している。事業受講者から自主クラブ、サロン展開へとつながり、地域への活動へ広がっている。いきいきサロン参加者965人。	A	目標を持つことができる参加者が増えており、生きがいづくりが図られている。	事業の効果と継続について、事業評価を行い、目的に沿った事業を行う。	長寿介護課
	いきいきなるとボランティアポイント事業	65歳以上の介護認定を受けていない高齢者を対象に、認知症対応型グループホームや介護保険施設等でボランティア活動を行うことにより、社会活動参加への促進を図り、生きがいづくりを推進する。	ボランティアポイント事業登録者は107人。活動状況はほぼ横ばい。受入事業所と登録者との交流会を実施した。	B	ボランティア活動により、生きがいづくりが図られ、社会と関わりながら地域で力を発揮できる場づくりに繋がっている。	登録者の高齢化、家族の状況の変化に伴い、活動辞退もある。新規登録者養成や受入事業所と登録者のマッチングにより活動を活性化させる。	長寿介護課
	シルバーシティプラン推進事業	「シルバー大学」「うずしお運動会」「グラウンドゴルフ大会」などを開催し、高齢者の生きがいと健康づくりを推進する。「敬老の日のつどい」を開催し、ダイヤモンド婚・金婚者などの高齢者を祝賀する。	「敬老の日のつどい」の開催や100歳慶祝訪問、敬老祝品の配布のほか、老人クラブ・シルバー人材センター運営に関する財政支援を行っている。	A	福祉施策として実施し、継続して支援している。	高齢者の積極的な地域参加、生きがいや健康づくりを進め、高齢者福祉、地域福祉の向上を図る。	長寿介護課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
生きがい対策	生活支援体制整備事業	生活支援等サービス(買い物支援・家事援助等、配食での食の提供、地域の見守り等)の体制整備に向けて高齢者が主体となり運営する「居場所づくり」「介護予防」「生活支援」の3つの機能をもつ暮らしのサポートセンター開設等を支援する。	市内3か所に暮らしのサポートセンターが開設され、高齢者自らがやりがいをもって運営に携わり、支援の必要な高齢者にむけたサービスの提供ができた。	A	高齢者が暮らしのサポートセンターに集まることにより閉じこもり防止や生きがいづくりにつながっている。	生活支援等サービスの提供にはつながっていないため、実施にむけて支援を行っていく。	長寿介護課
老々介護家庭への支援介護の役割・介護労働に対する男女共同参画の徹底	家族介護教室の開催	市内5か所に設置した地域包括支援センターでの家族介護教室や民生委員有志による「介護者家族の会定期相談会」の開催により、老々介護への支援や介護に関する意識・技術の向上を図るとともに、ピアカウンセリング体制により支援する。	専門職や家族の介護経験がある人に悩み等を相談することで、高齢者等を在宅で介護している家族等の身体的・精神的負担を軽減できるよう支援している。	B	毎月2回の相談会を実施している。緊急性のある案件等に対応するため、電話による相談や訪問相談も実施している。	事業の啓発を市、地域包括支援センターが積極的に実施しているが、参加者が固定されており、実績が伸びていないため、今後も広報やチラシにより周知に努める。	長寿介護課
介護講座・介護相談業務の拡充	総合相談支援事業	市内5か所に設置した地域包括支援センターと基幹型地域包括支援センターにおいて、高齢者の介護を中心とした医療・保健・福祉等生活全般に関する総合的な相談・支援体制を充実させ包括ケア体制の推進を図る。	市窓口で332件の相談があった。各地域包括支援センターにおいて相談体制が整備されている。	A	本人や家族からの相談に応じて医療・保健・福祉サービス等の適切な支援につなぎ、継続的な見守りや更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者とのネットワークの構築を図っている。	引き続き、ネットワークの充実を図る。	長寿介護課

## (2)障がい者の生活支援と介護

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
心理的支援と相談および対策	障がいのある方やその家族などからの、日常生活上の相談から雇用に関する相談まで、きめ細かな支援に努める。	障がい者等又はその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。	相談支援の充実を図るため、専門的職員を配置している障害者相談支援事業所を運営している法人に、相談支援事業を委託し、支援機能の強化を図った。 平成30年度相談件数・・・9,010件	B	多様な相談内容に対し、専門的な立場からの相談対応ができており、必要なサービスの利用につながるなど、障がい者の自立した生活の実現につながった。	相談窓口の周知を実施する。	社会福祉課
	ピアカウンセリングの活用を行うなど相談支援事業の拡充	障がい者等からの要請により、障害種別に応じ、委託事業所(徳島県身体障害者連合会、徳島県手をつなぐ育成会、徳島県精神障害者家族会連合会)の事務所において面談又は電話等により相談支援を行う。	身体・知的・精神に障がいのある方や家族からの相談を、各当事者団体で受けつけ、不安や悩みに共感するとともに、その解消にむけた助言等を行った。 平成30年度相談件数・・・209件	B	当事者や関係者が相談対応することにより、障がい者の不安や悩みの解消につながった。	相談窓口の周知を実施する。	社会福祉課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
障がい者支援のための講座や訓練機会の提供	障がい者のコミュニケーション支援	手話通訳・要約筆記者・代読代筆者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳等による支援、手話奉仕員の派遣などを実施する。また、日常生活上必要な訓練・指導等を行う。	手話通訳・要約筆記者、代読・代筆者を派遣し、障がい者のコミュニケーション支援を実施した。 平成30年度派遣件数・・・811件	B	障がい者からの申請にもとづき、必要な支援者を派遣することで、障がい者のコミュニケーション支援につながった。	各種制度の周知を実施する。	社会福祉課
地域ネットワークの確立	地域活動支援センターおよび心身障害者等無料バスの利用の促進	障がい者の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う。また、障がい者に対して無料バス優待券を交付することにより、障害者の生活福祉の向上に寄与することを目的とする。	障がい者の創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進のため、地域活動支援センター事業を委託(3カ所)。障がい者の外出支援及び経済的支援として無料バス優待券の交付を実施した。	B	障がい者の個々の能力や適性に応じた創作的活動及び生産活動の機会が提供され、生きがいの創出や社会交流の促進が図られた。無料バス優待券の交付により、障がい者の生活福祉の向上に寄与した。	地域活動支援センター事業の周知を実施する。	社会福祉課
	地域自立支援協議会の中で、鳴門市身体障害者連合会および鳴門市手をつなぐ育成会との連携の継続	地域自立支援協議会の中で、鳴門市身体障害者連合会および鳴門市手をつなぐ育成会との連携の継続	地域自立支援協議会全体会を開催(2回)。	B	地域自立支援協議会全体会において、本市の障がい者当事者団体の代表者として委員を委嘱し、会議を通じて意見等を集約した。	各団体の会員が減少傾向にあるため、加入促進を図る必要がある。	社会福祉課
	個別ケア会議の開催についての体制強化	障がい者の個人の生活課題、個人支援計画の協議等について、本人・家族等、相談支援事業者、サービス事業者、民生委員等と必要に応じて協議する。	障がい者の生活課題や支援計画について協議を行うため、本人や家族、相談支援事業者、サービス事業者等関係者による個別ケア会議を開催した。	B	個別ケア会議を行うことにより、課題解決につながった。	早い段階から関係者が情報共有できる体制作りが必要。	社会福祉課
バリアフリーの徹底	障害者日常生活用具給付等事業の活用	日常生活の便宜を図るための用具の給付等を行う。	日常生活の便宜を図るための用具の給付等を行った。 平成30年度給付件数・・・1,493件	B	申請に基づき、日常生活用具を給付することで、障がい者の在宅生活支援が実施できた。	制度の周知を実施する。	社会福祉課
	障害者住宅改造促進事業の活用	在宅の重度身体障がい者が、身辺自立の促進と家族の負担を軽減するため、住宅改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の自立を助ける。	住宅改造に要する経費の一部助成について、平成30年度は申請がなかった。	B	重度身体障がい者の在宅生活支援が実施できるよう制度を整えているが、申請がなかった。	制度の周知を実施する。	社会福祉課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
鳴門市奨学金の支給	鳴門市奨学金を支給する	市民税非課税世帯で、母子世帯・父子世帯・障害者世帯など一定の要件をみたす新高校一年生などを対象に、申請により入学費用の一部を奨学金として支給する。	平成30年度は16人に奨学金を支給した。	B	奨学金制度についての文書をすべての中学3年生、入学後は高校へ送付の上、広報すると、市公式ウェブサイトで広報を行うなど、周知に努めたが、前年より支給人数が9人減少した。	今後も関係課とも連携して奨学金を必要とする生活困窮世帯に利用してもらえるよう制度の周知に努める。	学校教育課

### (3)ひとり親家庭への支援

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
ひとり親家族への経済的自立支援	児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方に児童扶養手当を支給(所得制限あり)	約500名に児童扶養手当の支給を行った。また、児童扶養手当現況届時には休日窓口を実施し、平日に仕事等で市役所に来庁することが困難な方々の負担軽減を図った。	A	市広報紙やウェブサイト等に制度について掲載することにより、同事業を周知しており、ひとり親家庭の生活水準の向上に貢献している。	国の児童扶養手当制度の改正に伴う、適正な運営を実施する。	子どもいきいき課
	高等職業訓練促進給付金等事業の周知	ひとり親家庭の父または母が指定された資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合、修業機関の全期間(上限3年)に月額10万円(市町村市民税非課税世帯)又は月額7万500円(課税世帯)が支給される。	3人が養成機関において新たに修業を開始し、7人に給付金を支給した。	A	支給要件が緩和されたことにより、利用者が増えている傾向にあるため、ひとり親家庭の自立の促進に寄与している。	支援が必要なひとり親家庭へのきめ細やかな情報提供が必要である。	子どもいきいき課
	自立支援教育訓練給付金事業の周知	ひとり親家庭の父または母が、指定された教育訓練講座を受けた場合、その受講料の一部(6割、上限20万円)が支給される。	1件の教育訓練講座受講申請があり、受講対象講座の指定を行った。(今年度は講座受講中のため給付申請はなし)	B	ニーズは少ないが、本事業を利用して、資格を取得し、経済的自立につながった者もいる。	支援が必要なひとり親家庭へのきめ細やかな情報提供が必要である。	子どもいきいき課
ひとり親家族への心理的支援と意識改革	母子・父子自立支援員が相談者のニーズにあった情報提供や生活相談の助言に努める。	相談により、悩みを解消し、自立に向けた取り組みができるように支援していく。就労に役立つための各種講習会等の情報提供、貸付の相談等も受け付ける。	児童扶養手当申請時の相談や現況届時に支援員が同席し、生活状況や課題等を把握することを積極的に行った。	A	相談窓口にひとり親家庭専用のスペースを確保し、プライバシーに配慮した個々のニーズに合わせたきめ細かい支援へと繋げることができた。	ひとり親家庭の相談業務のワンストップ化や各種制度の情報収集や提供に努める。	子どもいきいき課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
ひとり親家族への医療費の助成	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の保健と福祉の向上の為、その医療費(保険診療分で、保護者については、入院費のみ、児童については、入院費と通院費が対象。ただし、通院については、1ヶ月1医療機関に月1,000円までの自己負担が必要。)を助成(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童のいる世帯)ただし、児童扶養手当を支給されている世帯(年金等支給されていることにより児童扶養手当を支給されていない方のうち、児童扶養手当が支給となる所得以下の方も含む)に助成。	約380世帯(約1,000名)に受給者証を交付し、医療費の助成を行った。	A	H28年度から助成対象の拡充をしたことにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に貢献している。	制度の周知啓発を行う。	子どもいきいき課
鳴門市奨学金の支給	鳴門市奨学金を支給する	市民税非課税世帯で、母子世帯・父子世帯・障害者世帯など一定の要件をみたす新高校一年生などを対象に、申請により入学費用の一部を奨学金として支給する。	平成30年度は16人に奨学金を支給した。	B	奨学金制度についての文書をすべての中学3年生、入学後は高校へ送付の上、広報すると、市公式ウェブサイトで広報を行うなど、周知に努めたが、前年より支給人数が9人減少した。	今後も関係課とも連携して奨学金を必要とする生活困窮世帯に利用してもらえるよう制度の周知に努める。	学校教育課

#### (4) 一生涯における男女の健康保障

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
健診・検査・治療体制の確立と支援	各種がん検診事業 がん検診推進事業	がん検診の重要性の周知、がんの予防及び早期発見の推進を行う。  特定の年齢の方に女性のがんに関する検診手帳及びがん検診無料クーポンを送付し受診の促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図る。	広報すると、公式ウェブサイトへの掲載及び各事業や医療機関等へのリーフレット配布、無料クーポン券対象者へ個人通知による受診勧奨を実施。 子宮がん検診無料クーポン券対象者275人、うち受診者28人(10.2%) 乳がん検診無料クーポン券対象者345人、うち受診者78人(28.4%)。	B	無料クーポン券対象者の未受診者へ再度、受診勧奨を行った。	若年者に対する周知。	健康増進課
	がん検診推進事業(鳴門市単独実施)	子宮頸がん検診対象者である30. 35. 40歳の対象者のうち希望者にHPVウイルス検査を実施する。	子宮頸がん検診対象者98人、うちHPVウイルス検査実施者75人、受診率76.5%。	A	HPVウイルス検査受診率は前年度実績74.2%を上回った。	子宮頸がん検診及びHPVウイルス検査の必要性の継続的な周知。	健康増進課

内容	事業名/事業の詳細		実績	推進レベル	評価説明	今後の課題	担当課
健診・検査・治療体制の確立と支援	特定保健指導	保健・医療との連携による健康づくり事業を充実させるとともに、内臓脂肪型肥満に着目し生活習慣病を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の有病者・予備群を減少させる。	特定保健指導実施率 平成30年度(暫定実績) 64.8%	A	昨年度に引き続き、国の目標値(60%)を達成できている。	特定保健指導を受けた後も指導対象者となる場合があり、健診結果改善につながる教材の効果的な活用など指導技術の向上。	健康増進課
心とからだの健康相談体制の確立と支援	健康教室	生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図るため、健康教室や出前講座を実施し、「自らの健康は自らが守る。」という認識と自覚を図る。	出前講座 18回 384人 健康教室受講者 170人	B	参加者アンケートにおいて教室内容を理解できたとの回答が約7割あり、検診の重要性、介護予防の大切さが理解できた等の回答があった。	市民の関心の高いテーマ、講師の設定。	健康増進課
	健康相談	市役所庁内外での健康相談を実施。	鳴門ふれあい健康館 79人	B	相談設定日以外の個別相談にも対応した。	周知による新規相談への対応。	健康増進課
	市民の誰でもそれぞれの年齢・体力・趣味・目的に応じたスポーツ活動に親しむことができる機会を推進する。	運動を行う楽しさや素晴らしさ、爽快感を感じてもらい、以後継続的に運動やスポーツに親しんでいくきっかけになるイベントとして「鳴門市チャレンジデー2018」を開催した。	兵庫県豊岡市との「このとりダービー」を実施し、参加率は63.6%であった。結果は敗戦となったが、実行委員会や地域イベント等を市内各地で実施し、多くの市民が参加し、健康増進を図った。	A	鳴門市スポーツ推進計画において定めた鳴門市チャレンジデー参加率60.0%の目標を達成した。	チャレンジデーをきっかけとして、日々の運動を継続してもらえるよう周知等を工夫する。	スポーツ課
リプロダクティブライツ/ヘルスの推進と徹底	いのちの尊さや性に対する正しい知識を育てる	授業や学活等において、それぞれの発達段階に応じた内容により、命の尊さや性に対する知識を育てる	学習指導要領に従い、保健や理科の授業を通じて、「男女の性差」や「命の尊さ」等を学習し、正しい知識の育成に取り組んだ。	B	保健の授業において、命の尊さや自己を大切にす心、他者を尊重する心の涵養に努めている。	児童生徒の発達段階に応じた授業実践に努めていく。	学校教育課

スポーツ課 学校教育課	健康増進課	長寿介護課	社会福祉課	子どもいきいき課	6課 29事業
----------------	-------	-------	-------	----------	---------

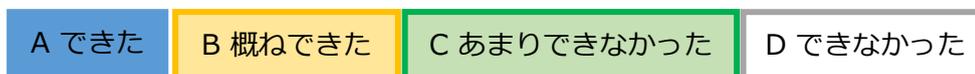
合計	21課 136事業
----	-----------

### (3) 基本目標別評価

基本目標ごとにそれぞれの評価の割合をグラフにしました。

詳細については各参照頁をご覧ください。

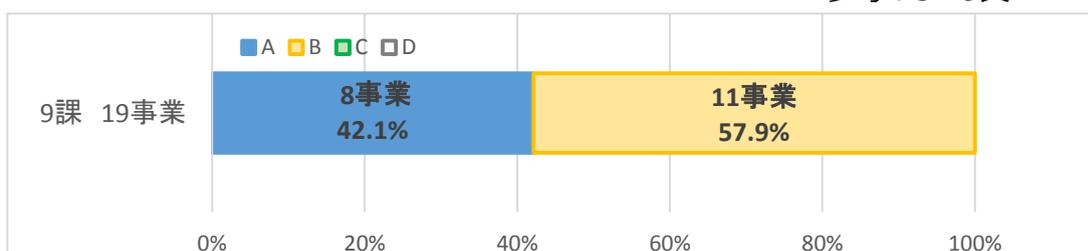
目標に向かって推進が・・・



【基本目標】

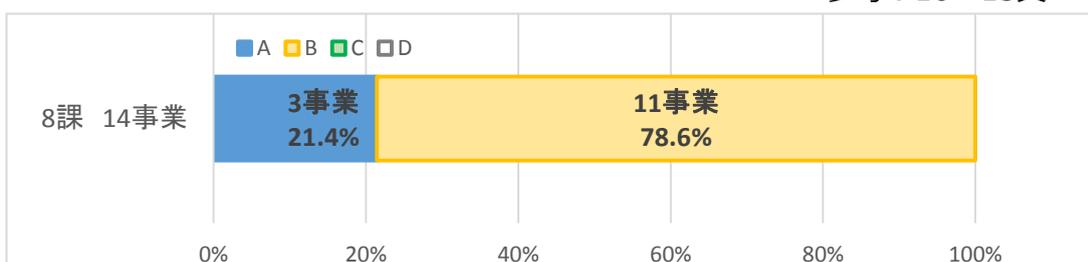
#### 1. 男女がジェンダーにとらわれず自分らしくのびのび暮らせる となると

参考：5～9頁



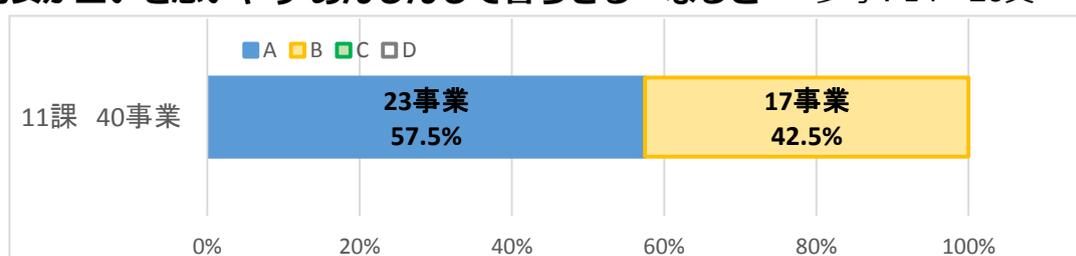
#### 2. 男女が自己の能力を発揮し、社会のあらゆる分野でいきいき輝ける となると

参考：10～13頁



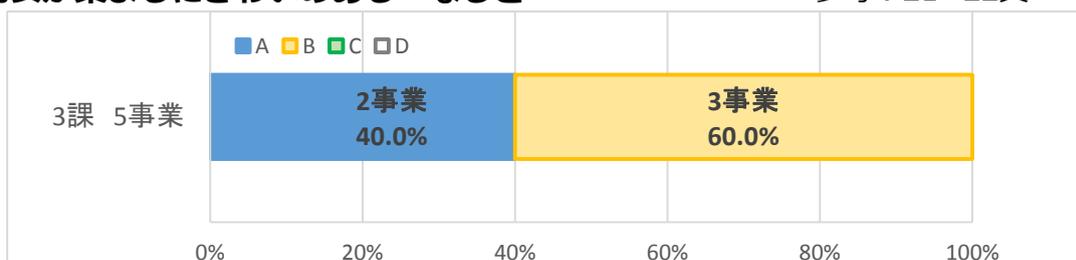
#### 3. 男女が互いを思いやり あんしんして暮らせる となると

参考：14～20頁



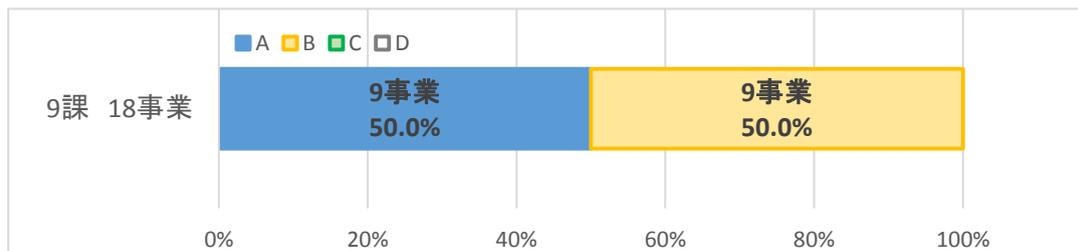
#### 4. 男女が集まるにぎわいのある となると

参考：21～22頁



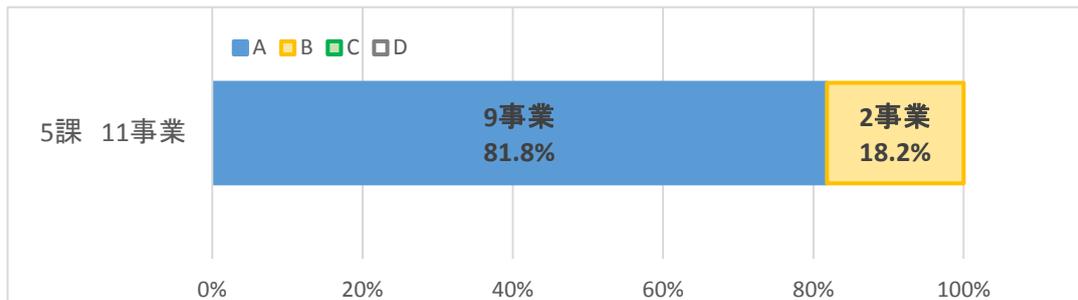
### 5. 男女がにこにこ心豊かに働ける になると

参考：23～26頁



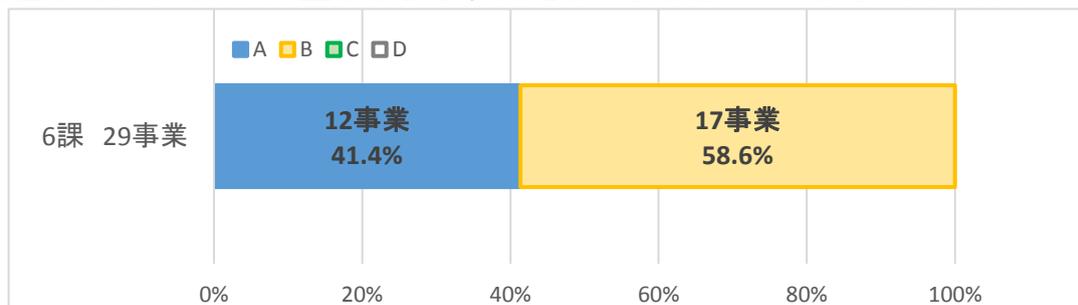
### 6. 男女が家庭責任や地域づくりをいっしょに担う になると

参考：27～29頁

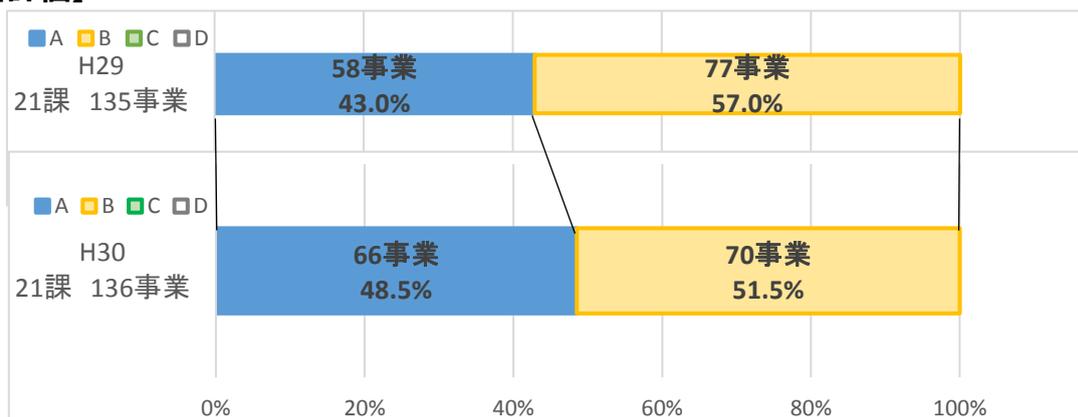


### 7. 福祉の充実で男女の自立をしっかりと支える になると

参考：30～35頁



### 【総合評価】



前年度と比較すると、A評価が5.5ポイント上昇しました。本市は男女共同参画社会の実現に向け、引き続き推進されているものと考えています。

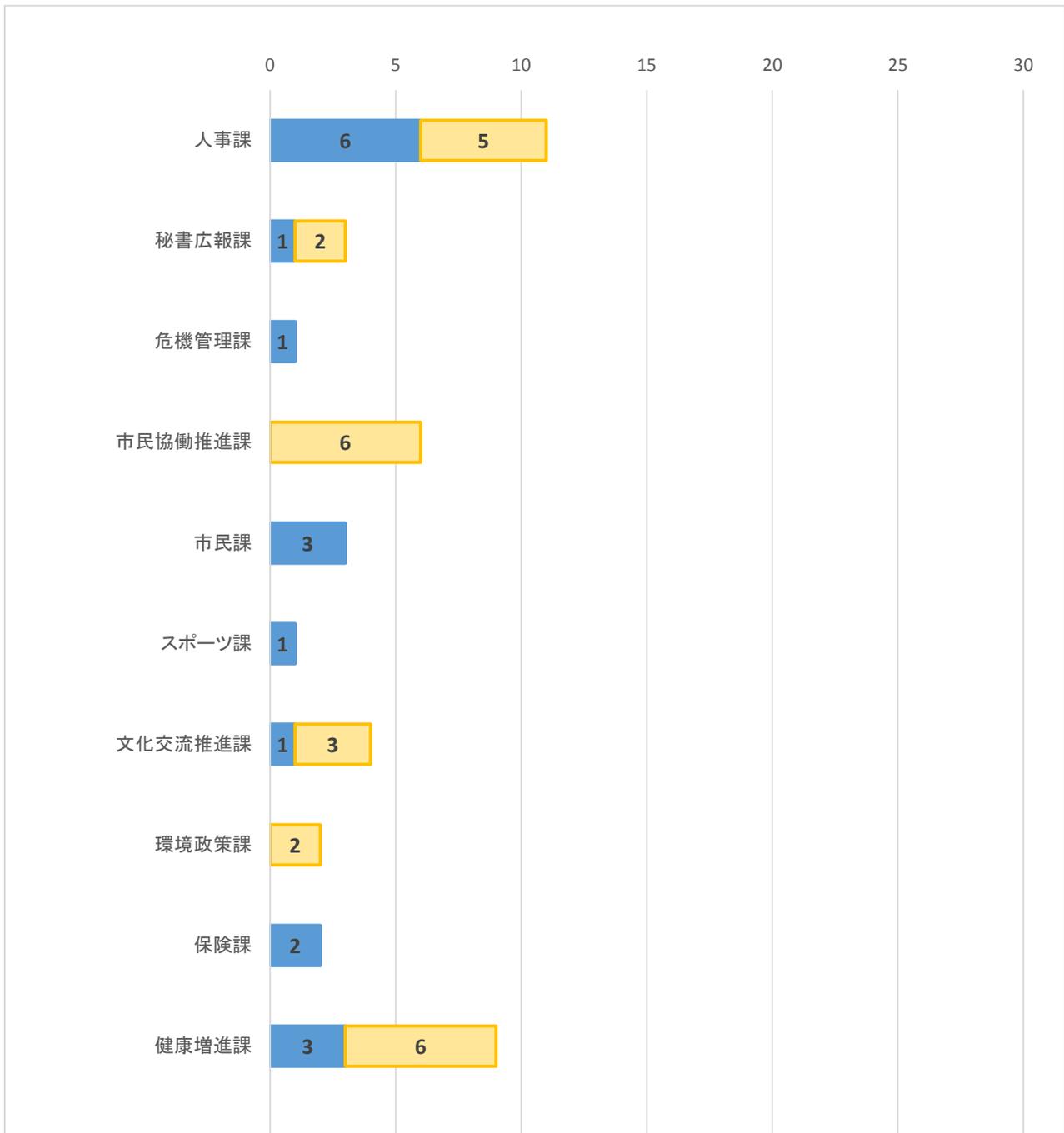
## (4) 課別評価

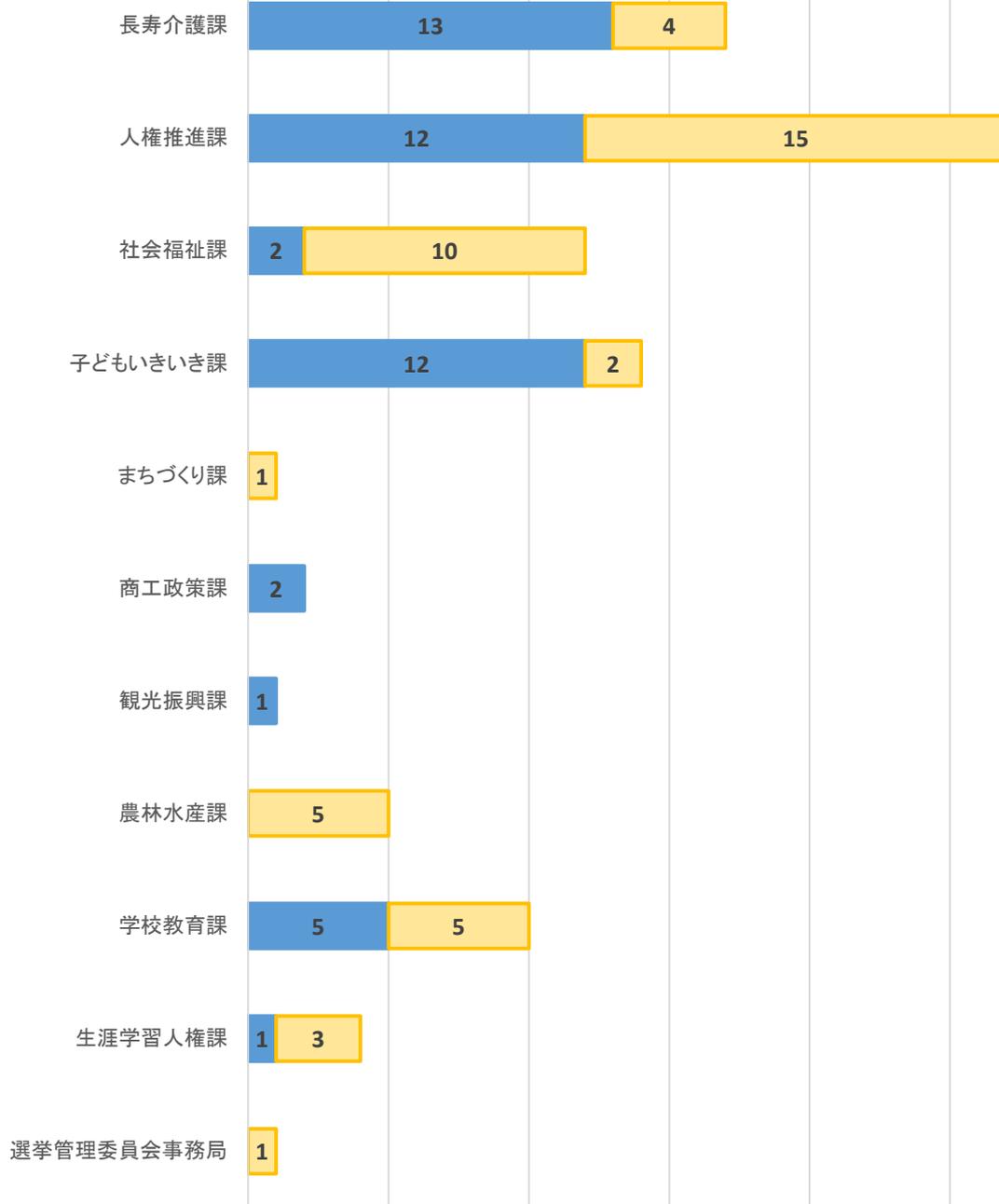
課ごとの評価別事業数をグラフにしました。

目標に向かって推進が・・・



課名\事業数





## 4. 重点目標「審議会等の女性登用率」について

本行動計画の重要課題として、各課が所管する審議会、地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等、また同 180 条の 5 に基づく委員会等における女性委員の登用率の向上、さらに市職員における女性管理職の積極的な登用の推進など、女性の政策決定の場への参画に取り組んできました。2001 年(平成 13 年)の男女行動計画策定時より、各課が所管する審議会等の女性委員の登用率を 40%にするという数値目標を掲げています。

本市が所管する審議会等の女性委員登用率は調査開始当初 14.7%であり、その後は毎年上昇を続けていましたが、第 1 次行動計画終了年度の平成 22 年度は 24.8%と、目標の 40%には遠く及びませんでした。

翌年、本行動計画にあゆみを進めて以降、前期 5 年間は平成 23 年度の 25.1% から微増を続けていましたが、平成 27 年度より増減を繰り返し、令和元年度は前年度より 2.6 ポイント上昇したものの 27.7%にとどまりました。特に、地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等は、関係団体の長、地域団体の長で構成されることが多く、男性がその多くを占めていることが女性委員の登用率上昇を阻む要因のひとつとなっています。

一方、地方自治法第 180 条 5 に基づく委員会等の女性委員登用率は、平成 28 年度に低迷し 22.8%となりましたが、昨年度は 30.2%と上昇し、令和元年度については、前年度より 2.3 ポイント低下し、27.9%となっています。

意思決定の場への男女の均等な参画は、多様性に富んだ活力のある社会形成のために不可欠です。最近の少子高齢化、情報化、グローバル化等、社会進化は著しく、柔軟性に富み実生活に根付いた女性能力が益々必要とされています。固定的な性別役割分担意識や性差に関する認識は、若い世代から薄れ改善されつつありますが、また新しい社会問題も発生し、家庭生活、地域社会、就業の場等で解決すべき課題が出てきています。

男女が共に活躍し、あらゆる分野に参画できる社会の実現に向け、今後に必要な施策に取り組めます。

## (1) 審議会等における女性委員登用率調査結果

### ア. 鳴門市の審議会等における女性委員の登用状況

2019年（平成31年）4月1日現在

目標登用率 令和2年までに **40%**

#### 鳴門市が所管する審議会等

審議会等の数 **50**

総委員数 **823**人

女性委員のいる審議会等の数 **48**

女性委員数 **228**人  
**27.7%**

#### 地方自治法第202条の3に該当する審議会等

審議会等の数 **39**

総委員数 **648**人

女性委員のいる審議会等の数 **37**

女性委員数 **170**人 **26.2%**

#### 地方自治法第202条の3

普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査を行う機関とする。

#### 女性委員のいない審議会等

〈地方自治法第202条の3に該当する審議会等〉

鳴門市文化財保護審議会

公務災害補償等認定委員会

# イ. 審議会等への女性の選任状況一覧

\* 区分2に○-地方自治法202条の3に基づく審議会等

\* 区分1に○-上記以外に基づく審議会等

番号	審議会等の名称	設置根拠	区分 1 2	30年4月1日現在					31年4月1日現在					担当課名	前年対比 (↑アップ ↓ダウン)	女性 委員 数
				委員数			女性の 割合 〔%〕	女性委員の 前年対比 〔ポイント〕	委員数			女性の 割合 〔%〕	女性委員の 前年対比 〔ポイント〕			
				総数	女性	男性			総数	女性	男性					
1	鳴門市防災会議	災害対策基本法第十六条	○	40	3	37	7.5	2.5	40	2	38	5.0	△ 2.5	危機管理課	↘	
2	民生委員推薦会	民生委員法第八条	○	14	4	10	28.6	5.5	14	4	10	28.6	0.0	社会福祉課		
3	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条	○	26	6	20	23.1	△ 3.8	26	7	19	26.9	3.8	保険課	↗	
4	鳴門市介護認定審査会	介護保険法第十四条	○	34	11	23	32.4	0.0	33	10	23	30.3	△ 2.0	長寿介護課	↘	
5	鳴門市環境審議会	環境基本法第四十四条	○	9	2	7	22.2	2.2	9	2	7	22.2	0.0	環境政策課		
6	鳴門市廃棄物減量等推進審議会	鳴門市附属機関設置条例	○	16	6	10	37.5	0.0	13	5	8	38.5	1.0	廃棄物対策課	↗	
	公設地方卸売市場運営審議会	鳴門市公設地方卸売市場設置条例第3条	○	14	1	13	7.1	△ 7.1	-	-	-	-	-	農林水産課	平成30年8月廃止	
7	鳴門市交通安全対策会議	鳴門市附属機関設置条例	○	18	1	17	5.6	5.6	18	1	17	5.6	0.0	市民協働推進課		
8	鳴門市児童福祉審議会	鳴門市附属機関設置条例	○	18	8	10	44.4	0.0	17	6	11	35.3	△ 9.2	子どもいきいき課 (幼保連携推進室)	↘	
9	鳴門市公立保育所再編計画策定審議会	鳴門市附属機関設置条例	○	-	-	-	-	-	9	2	7	22.2	-	子どもいきいき課 (幼保連携推進室)	平成30年8月設置	
10	鳴門市公民館運営審議会	社会教育法第二十九条	○	122	37	85	30.3	0.2	120	40	80	33.3	3.0	生涯学習人権課	↗	
11	鳴門市社会教育委員会	鳴門市社会教育委員条例	○	14	2	12	14.3	△ 1.1	14	4	10	28.6	14.3	生涯学習人権課	↗	
12	鳴門市スポーツ推進審議会	鳴門市附属機関設置条例	○	17	6	11	35.3	7.5	17	6	11	35.3	0.0	スポーツ課		
13	鳴門市図書館協議会	図書館法第十四条	○	10	3	7	30.0	△ 10.0	10	4	6	40.0	10.0	生涯学習人権課 (図書館)	↗	
14	鳴門市文化財保護審議会	文化財保護法第五十条	○	5	0	5	0.0	0.0	5	0	5	0.0	0.0	生涯学習人権課		0
15	鳴門市都市計画審議会	都市計画審議会条例	○	15	2	13	13.3	△ 6.7	15	2	13	13.3	0.0	まちづくり課		
16	鳴門市国民保護協議会	国民保護法第四十条	○	40	3	37	7.5	2.5	40	2	38	5.0	△ 2.5	危機管理課	↘	
17	鳴門市障害支援区分認定審査会	障害者総合支援法第15条	○	10	3	7	30.0	0.0	10	3	7	30.0	0.0	社会福祉課		
18	鳴門市文化のまちづくり審議会	鳴門市文化のまちづくり条例	○	16	5	11	31.3	0.0	15	7	8	46.7	15.4	文化交流推進課	↗	
19	鳴門市・市・市姉妹都市運営委員会	鳴門市・市・市姉妹都市条例	○	17	5	12	29.4	0.0	16	6	10	37.5	8.1	文化交流推進課	↗	
20	鳴門市隣保館運営審議会	鳴門市隣保館条例	○	15	3	12	20.0	0.0	15	4	11	26.7	6.7	人権推進課 (人福セ・川崎会館)	↗	
21	鳴門市青少年会館運営委員会	鳴門市青少年会館条例	○	17	4	13	23.5	0.0	17	5	12	29.4	5.9	生涯学習人権課	↗	
22	鳴門市情報公開・個人情報保護審査会	鳴門市情報公開・個人情報保護審査会条例	○	5	3	2	60.0	20.0	5	3	2	60.0	0.0	総務課		
23	鳴門市総合計画審議会	鳴門市附属機関設置条例	○	27	8	19	29.6	0.0	27	7	20	25.9	△ 3.7	戦略企画課	↘	
24	鳴門市奨学生審査委員会	鳴門市奨学金支給条例	○	11	1	10	9.1	△ 0.9	11	2	9	18.2	9.1	学校教育課	↗	
25	鳴門市青少年センター運営協議会	鳴門市青少年センター設置条例	○	9	1	8	11.1	0.0	9	1	8	11.1	0.0	学校教育課 (教育支援室)		
26	鳴門モーターボート競走場営業審査委員会	鳴門市附属機関設置条例	○	8	1	7	12.5	12.5	8	1	7	12.5	0.0	ポータルレス事業課		
27	公務災害補償等認定委員会	鳴門市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例	○	5	0	5	0.0	0.0	5	0	5	0.0	0.0	人事課		0
28	鳴門市人権施策推進審議会	鳴門市人権条例	○	14	4	10	28.6	0.0	14	4	10	28.6	0.0	人権推進課		
29	鳴門市職員倫理審査会	鳴門市の公務員倫理に関する条例	○	3	1	2	33.3	0.0	3	1	2	33.3	0.0	人事課		

番号	審議会等の名称	設置根拠	区分 1 2	30年4月1日現在					31年4月1日現在					担当課名	前年対比 (↑アップ ↓ダウン)	女性 委員 数
				委員数			女性 の 占 め る 割合 〔%〕	女性委員の 前年対比 〔ポイント〕	委員数			女性 の 占 め る 割合 〔%〕	女性委員の 前年対比 〔ポイント〕			
				総数	女性	男性			総数	女性	男性					
30	鳴門市地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営委員会	鳴門市附属機関設置条例	○	11	5	6	45.5	0.0	11	5	6	45.5	0.0	長寿介護課		
31	鳴門市予防接種健康被害調査委員会	鳴門市附属機関設置条例	○	5	1	4	20.0	0.0	5	1	4	20.0	0.0	健康増進課		
32	鳴門市老人ホーム等入所判定委員会	鳴門市附属機関設置条例	○	6	2	4	33.3	16.7	6	2	4	33.3	0.0	長寿介護課		
33	鳴門市教育支援委員会	鳴門市附属機関設置条例	○	10	3	7	30.0	2.7	10	2	8	20.0	△ 10.0	学校教育課	↓	
34	鳴門市水道事業審議会	鳴門市附属機関設置条例	○	15	5	10	33.3	△ 2.4	15	5	10	33.3	0.0	水道企画課		
35	鳴門市特定空家等対策審議会	鳴門市附属機関設置条例	○	7	1	6	14.3	14.3	7	1	6	14.3	0.0	まちづくり課		
36	鳴門市いじめ問題等対策委員会	鳴門市附属機関設置条例	○	6	2	4	33.3	0.0	6	3	3	50.0	16.7	学校教育課 (教育支援室)	↑	
37	鳴門市地域福祉計画審議会	鳴門市附属機関設置条例	○	18	3	15	16.7	-	18	3	15	16.7	0.0	社会福祉課		
38	鳴門市農業委員会委員候補者評価委員会	鳴門市附属機関設置条例	○	6	0	6	0.0	-	5	1	4	20.0	20.0	農林水産課	↑	
39	鳴門市男女共同参画推進審議会	鳴門市男女共同参画推進条例	○	10	6	4	60.0	-	10	6	4	60.0	0.0	人権推進課		
第202条の3に基づく審議会 (%)				H30年度 24.4					H31年度 26.2							

	鳴門市健康づくり推進協議会	鳴門市健康づくり推進協議会設置要綱	○	15	4	11	26.7	6.7	-	-	-	-	-	健康増進課	平成30年7月廃止	
40	鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む協議会	鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む協議会設置要綱	○	-	-	-	-	-	20	7	13	35.0	-	健康増進課	平成30年7月設置	
41	鳴門市明るい選挙推進協議会	鳴門市明るい選挙推進協議会規約	○	12	9	3	75.0	△ 1.9	14	11	3	78.6	3.6	選挙管理委員会 事務局	↑	
42	鳴門市視聴覚ライブラリー運営委員会	鳴門市視聴覚ライブラリー設置規則	○	9	2	7	22.2	0.0	9	2	7	22.2	0.0	学校教育課 (教育支援室)		
43	鳴門市農業振興地域整備促進協議会	鳴門市農業振興地域整備促進協議会規約	○	14	2	12	14.3	1.0	14	2	12	14.3	0.0	農林水産課		
44	鳴門市農業関係資金推進会議	鳴門市農業関係資金推進会議設置運営要領	○	10	0	10	0.0	0.0	13	2	11	15.4	15.4	農林水産課	↑	
45	鳴門市経営生産対策推進会議	経営対策体制整備推進事業実施要綱	○	13	2	11	15.4	8.7	13	1	12	7.7	△ 7.7	農林水産課	↓	
46	鳴門市学校給食センター衛生委員会	鳴門市教育委員会衛生委員会規程	○	7	3	4	42.9	△ 14.3	7	3	4	42.9	0.0	教育総務課 (学校給食センター)		
47	鳴門市スポーツ推進委員会	鳴門市スポーツ推進委員に関する規則	○	25	7	18	28.0	8.0	25	8	17	32.0	4.0	スポーツ課	↑	
48	鳴門市人権擁護委員会	鳴門市人権擁護委員会設置要綱	○	10	3	7	30.0	0.0	10	4	6	40.0	10.0	人権推進課	↑	
49	鳴門パートナーシップDV対策会議	鳴門パートナーシップDV対策会議設置要綱	○	16	11	5	68.8	12.5	16	11	5	68.8	0.0	人権推進課		
50	鳴門市要保護児童対策地域協議会	鳴門市要保護児童対策地域協議会運営要綱	○	33	6	27	18.2	△ 9.1	34	7	27	20.6	2.4	人権推進課	↑	
	アジア初演「なると第九」ブランド化プロジェクト推進協議会	アジア初演「なると第九」ブランド化プロジェクト推進協議会設置要綱	○	26	3	23	11.5	0.0	-	-	-	-	-	文化交流推進課	平成31年3月廃止	
第202条の3以外に基づく審議会 (%)				H30年度 27.4					H31年度 33.1							

<b>計 (%)</b>	<b>H30年度 25.1</b>	<b>H31年度 27.7</b>
--------------	-------------------	-------------------

## ウ. 審議会等への女性の選任状況（部別の状況）

2019年（平成31年）4月1日現在

企画総務部				
審議会等の名称	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性の占め る割合(%)	担当課名
鳴門市情報公開・個人情報保護審査会	5	3	60.0	総務課
公務災害補償等認定委員会	5	0	0.0	人事課
鳴門市職員倫理審査会	3	1	33.3	人事課
鳴門市総合計画審議会	27	7	25.9	戦略企画課
鳴門市防災会議	40	2	5.0	危機管理課
鳴門市国民保護協議会	40	2	5.0	危機管理課
6審議会	120	15	12.5	

市民環境部				
審議会等の名称	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性の占め る割合(%)	担当課名
鳴門市交通安全対策会議	18	1	5.6	市民協働推進課
鳴門市文化のまちづくり審議会	15	7	46.7	文化交流推進課
鳴門市・リユースブルク市姉妹都市運営委員会	16	6	37.5	文化交流推進課
鳴門市スポーツ推進審議会	17	6	35.3	スポーツ課
鳴門市スポーツ推進委員会	25	8	32.0	スポーツ課
鳴門市環境審議会	9	2	22.2	環境政策課
鳴門市廃棄物減量等推進審議会	13	5	38.5	廃棄物対策課
7審議会	113	35	31.0	

健康福祉部

審議会等の名称	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性の占め る割合(%)	担当課名
国民健康保険運営協議会	26	7	26.9	保険課
鳴門市予防接種健康被害調査委員会	5	1	20.0	健康増進課
鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む協議会	20	7	35.0	健康増進課
鳴門市介護認定審査会	33	10	30.3	長寿介護課
鳴門市地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営委員会	11	5	45.5	長寿介護課
鳴門市老人ホーム等入所判定委員会	6	2	33.3	長寿介護課
鳴門市人権施策推進審議会	14	4	28.6	人権推進課
鳴門市男女共同参画推進審議会	10	6	60.0	人権推進課
鳴門市人権擁護委員会	10	4	40.0	人権推進課
鳴門パートナーシップDV対策会議	16	11	68.8	人権推進課
鳴門市要保護児童対策地域協議会	34	7	20.6	人権推進課
鳴門市隣保館運営審議会	15	4	26.7	人権推進課 (人福セ・川崎会館)
民生委員推薦会	14	4	28.6	社会福祉課
鳴門市障害支援区分認定審査会	10	3	30.0	社会福祉課
鳴門市地域福祉計画審議会	18	3	16.7	社会福祉課
鳴門市児童福祉審議会	17	6	35.3	子どもいきいき課 (幼保連携推進室)
鳴門市公立保育所再編計画策定審議会	9	2	22.2	子どもいきいき課 (幼保連携推進室)
17審議会	268	86	32.1	

選挙管理委員会事務局

審議会等の名称	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性の占め る割合(%)	担当課名
鳴門市明るい選挙推進協議会	14	11	78.6	選挙管理委員会 事務局
1審議会	14	11	78.6	

経済建設部

審議会等の名称	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性の占め る割合(%)	担当課名
鳴門市都市計画審議会	15	2	13.3	まちづくり課
鳴門市特定空家等対策審議会	7	1	14.3	まちづくり課
鳴門市農業委員会委員候補者評価委員会	5	1	20.0	農林水産課
鳴門市農業振興地域整備促進協議会	14	2	14.3	農林水産課
鳴門市農業関係資金推進会議	13	2	15.4	農林水産課
鳴門市経営生産対策推進会議	13	1	7.7	農林水産課
6審議会	67	9	13.4	

企業局

審議会等の名称	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性の占め る割合(%)	担当課名
鳴門モーターボート競走場営業審査委員会	8	1	12.5	ボートレース事業課
鳴門市水道事業審議会	15	5	33.3	水道企画課
2審議会	23	6	26.1	

教育委員会

審議会等の名称	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性の占め る割合(%)	担当課名
鳴門市学校給食センター衛生委員会	7	3	42.9	教育総務課
鳴門市奨学生審査委員会	11	2	18.2	学校教育課
鳴門市教育支援委員会	10	2	20.0	学校教育課
鳴門市青少年センター運営協議会	9	1	11.1	学校教育課 (教育支援室)
鳴門市いじめ問題等対策委員会	6	3	50.0	学校教育課 (教育支援室)
鳴門市視聴覚ライブラリー運営委員会	9	2	22.2	学校教育課 (教育支援室)
鳴門市公民館運営審議会	120	40	33.3	生涯学習人権課
鳴門市社会教育委員会	14	4	28.6	生涯学習人権課
鳴門市文化財保護審議会	5	0	0.0	生涯学習人権課
鳴門市青少年会館運営委員会	17	5	29.4	生涯学習人権課
鳴門市図書館協議会	10	4	40.0	生涯学習人権課 (図書館)
11 審議会	218	66	30.3	

## (2) 地方自治法第180条の5に基づく委員会等における 女性委員の登用状況

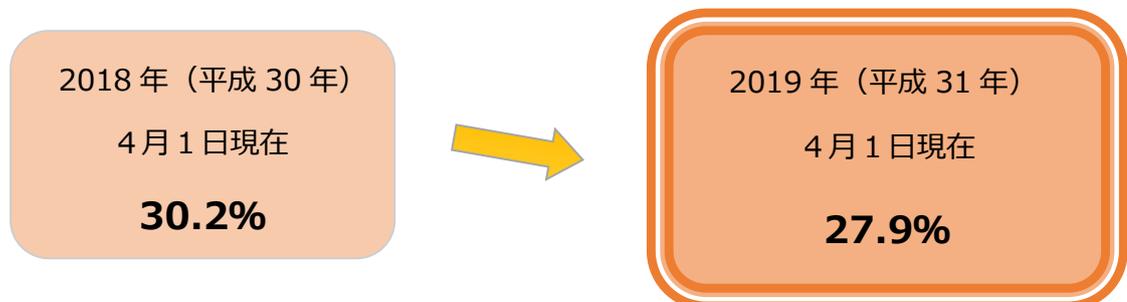
### 地方自治法第180条の5

執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に  
置かなければならない委員会は次のとおりである。

- |          |            |                  |
|----------|------------|------------------|
| 1. 教育委員会 | 2. 選挙管理委員会 | 3. 人事委員会または公平委員会 |
| 4. 監査委員  | 5. 農業委員会   | 6. 固定資産評価審査委員会   |

2019年(平成31年)4月1日現在

委員会等	委員総数 [人]	うち女性 委員数 [人]	女性委員割合 [%]	担当課
1 教育委員会	5	1	20.0	教育総務課
2 選挙管理委員会	4	1	25.0	選挙管理委員会事務局
3 公平委員会	3	1	33.3	総務課
4 監査委員	2	0	0	監査委員事務局
5 農業委員会	20	5	25.0	農林水産課
6 固定資産評価審査委員会	9	4	44.4	総務課
計	43	12	27.9	



### 2.3 ポイント低下

(教育委員の女性登用率が低下したため)

### (3) 鳴門市職員役職別女性登用状況

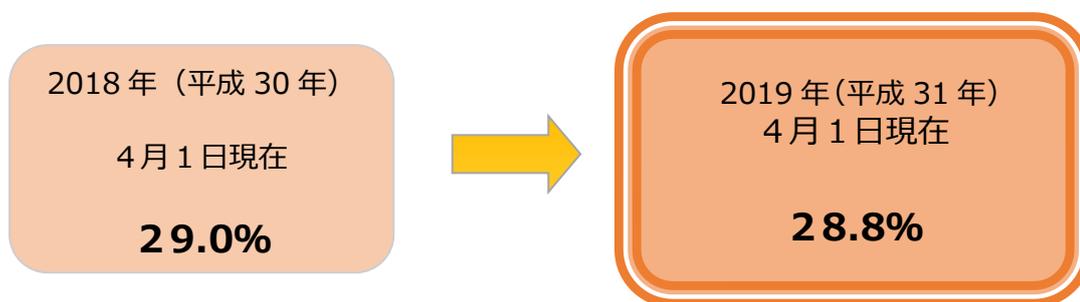
2019年(平成31年)4月1日現在

管理職総数 [人]	女性職員 [人]	女性比率 [%]
<b>163</b>	<b>47</b>	<b>28.8</b>

※ 管理職 ————— 副課長級以上

階級別内訳	職員数 [人]	女性職員 [人]	女性比率 [%]	
部長級	17	0	0	} <b>28.8%</b> 平成30年度 } <b>29.0%</b>
課長級	56	15	26.8	
副課長級	90	32	35.6	
係長級	182	65	35.7	
一般職員	229	114	49.8	
全体	574	226	39.4	

※ 部長級 ————— 理事、参事を含む  
 ※ 課長級 ————— 主幹を含む  
 ※ 副課長級 ————— 主査、かいの長、出先の長を含む  
 ※ 係長級 ————— 主任を含む



#### 0.2ポイント低下

(女性管理職の人数は変わらなかったものの、組織改編により課が新設され管理職員総数が増加したため、登用率は低下した。課長級への女性職員登用率は上昇)

## 5. 総括

平成 23 年 3 月に策定した第 2 次鳴門市男女行動計画「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」は、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年計画であり、今回、事業評価を行った平成 30 年度は 8 年目の最終段階に入っています。令和元年度は、これまでの取組の成果を検証し、次期計画に向けて目標を定める重要な年となります。

各課における平成 30 年度の事業評価について、副課長級 23 名で構成するワーキンググループ委員会にて、担当業務における男女共同参画の推進状況について検証したものを、各基本目標別評価、課別の評価として統計化しました。その結果、目標に向かって推進ができた事業が全体の 48.5%、目標に向かって概ね推進できた事業が 51.5%であることから、本市は男女共同参画社会の実現に向け、全庁を挙げて推進されているものと考えています。

本市では第 2 次男女行動計画の重点目標として、審議会等における女性委員登用率<sup>1</sup>を令和 2 年までに 40%以上とする目標を掲げています。しかし、今年度における女性委員登用率は、昨年度より 2.6 ポイント上昇したものの 27.7%にとどまりました。

地方自治法に定められた設置義務のある委員会<sup>2</sup>（教育委員会等）の今年度における女性委員の登用率は 27.9%であり、昨年度より 2.3 ポイント低下しています。

本市の女性管理職登用状況<sup>3</sup>については、今年度の全職員に対する女性職員の割合が、39.4%であり、副課長級以上の管理職の女性登用率は、28.8%と昨年度より 0.2 ポイント低下しています。女性管理職の人数は変わらなかったものの、組織改編により課が新設され管理職員総数が増加したため、このような結果となりました。

今後とも、男女共同参画社会の実現に向け、市民一人ひとりが意識改革を進め、本行動計画に基づく様々な取組について一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

---

<sup>1</sup> 41 頁 参照

<sup>2</sup> 48 頁 参照

<sup>3</sup> 49 頁 参照